

**宜野湾市公共施設等総合管理計画
改訂版(素案)**

平成 29 年 3月

令和4年 3月 改訂

宜野湾市

目 次

I. 公共施設再配置に向けて.....	1
1. 宜野湾市公共施設等総合管理計画の位置づけ.....	1
2. 公共施設マネジメントの必要性.....	1
3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設.....	2
II. 市勢概要	4
1. 人口と世帯	4
2. 財政・行政運営	8
3. 基地返還に伴う財政負担の増大.....	13
III. 公共施設の現状と分析・評価.....	14
1. 建築物	14
2. 道路	20
3. 橋梁	21
4. 上水道	22
5. 下水道	23
6. 公園	24
7. 倉浜衛生施設組合.....	24
IV. 将来の施設更新等費用等の試算.....	25
1. 更新等費用の試算について.....	25
2. 更新等費用試算の方法.....	25
3 - 1. 公共施設（建築物）に係る更新等費用の試算（単純更新の場合）	26
3 - 2. 公共施設（建築物）に係る更新等費用の試算（長寿命化した場合）	27
4 - 1. 公共施設（インフラ）に係る更新等費用の試算（単純更新の場合）	28
4 - 2. 公共施設（インフラ）に係る更新等費用の試算（長寿命化した場合）	29
5 - 1. 公共施設（全体）に係る更新等費用の試算（単純更新の場合）	30
5 - 2. 公共施設（全体）に係る更新等費用の試算（長寿命化の場合）	31
5 - 3. 長寿命化の効果検証.....	31
6. 充当可能な財源の見込みとの比較.....	32
V. 課題の整理と基本的な方向性.....	33
1. 市勢概要等からみた公共施設に関する課題.....	33
2. 公共施設全体の状況からみた課題.....	35
3. 施設用途別（建築物）の課題と管理に関する基本的な方針.....	38
VI. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	60
1. 基本的な考え方	60
2. 計画期間及び目標.....	61
3. 基本方針	62
VII. 施設類型毎の管理に関する基本的な方針.....	70

1. 施設類型毎の施設の適正管理及び施設再編の基本的な考え方.....	70
3. 計画期間 10 年間の施設毎の管理に関する基本的な方針.....	73
VIII. 計画の推進にあたって.....	79
1. 全庁的な取組体制の構築方針.....	79
2. 情報管理及び共有方策.....	80
3. フォローアップの実施方針.....	81

資料編

1. 市民アンケート	資-1
2. 財政シミュレーション（参考）	資-9
3. 公共施設等総合管理計画策定検討委員会 の概要.....	資-12
4. 対象とする施設の棟一覧.....	資-16

I. 公共施設再配置に向けて

1. 宜野湾市公共施設等総合管理計画の位置づけ

本市が所有する公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えます。これは、全国の自治体で同様であり、平成 25 年（2013 年）11 月にはインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が示されました。また、平成 26 年（2014 年）4 月には各地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が策定され、総務省から各地方自治体に公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

その後、平成 30 年（2018 年）2 月には、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、令和 3 年（2021 年）1 月には、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示され、令和 3 年度中に総合管理計画の見直しが求められています。

本市においては、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、公共施設等の管理に向けた各種方針を定め、今後、市が公共施設の整備や再編を推進することを目的に、平成 29 年（2017 年）3 月に「宜野湾市公共施設等総合管理計画（以下、本計画という）」を策定しました。

この度は、これまでに策定された各個別施設計画の内容を反映し、本計画を改訂するものです。

2. 公共施設マネジメントの必要性

全国的な動向として、地方自治体では高度経済成長期に一斉に整備した学校や集会施設等の公共施設の老朽化が進み、建て替えや改修に必要な費用が大幅に不足することが見込まれています。このような現状に対し、各自治体には将来に向けた対応策が求められており、全国的な課題となっています。

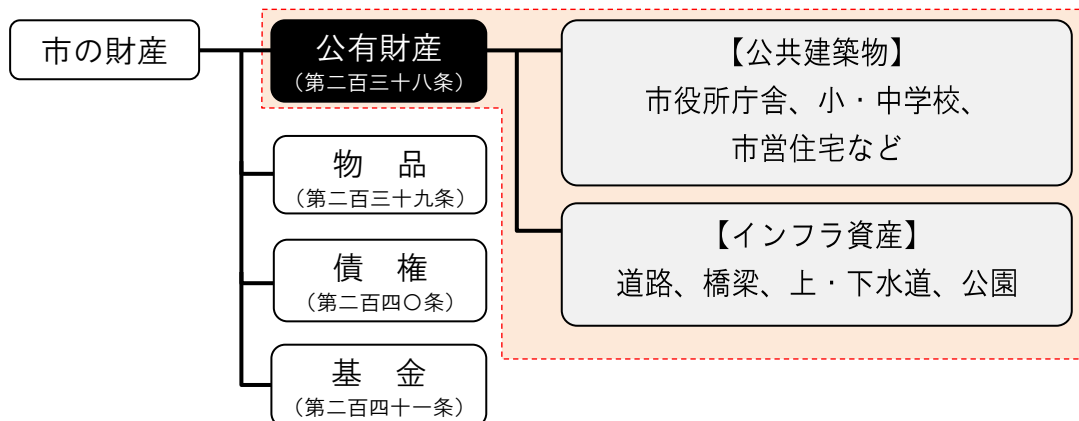
人口減少の時代に入り、少子高齢化が進み、大きな経済成長が見込めない中で、これまでの経済成長期のように公共施設の建て替えや改修などに要する費用を確保することは容易ではありません。このまま何の対策も講じなければ、必要な施設であっても更新等に要する費用を確保できない状況も考えられます。また、施設建設当時と社会状況も大きく変わっており、現状の施設の使い方や必要性について、市民ニーズを踏まえて検討していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、市民サービスを低下させないように、将来に必要な施設機能を維持していくためには、公共施設全体を把握し、長期的な視点をもって、本市の将来像にふさわしい公共施設のあり方を考える必要があります。また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設全体を最小の費用で効果的に活用していくためのマネジメントが必要となっています。

3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設

(1) 対象範囲

本市が所有し管理する財産は、地方自治法に基づき、公有財産、物品、債権、基金に分類されます。本計画は、公有財産にあたる、市役所庁舎、小・中学校、市営住宅などの「公共建築物」と、道路、橋梁、上・下水道などの「インフラ資産」を含めた全ての公共施設を対象とします。



(2) 建築物等

大分類	中分類	策定時		改訂時	
		施設数	建物数	施設数	建物数
市民文化系施設	集会施設	17	17	17	17
	文化施設（市民会館）	1	1	1	1
社会教育系施設	中央公民館	1	2	1	2
	図書館	1	1	1	1
	博物館等	6	9	5	8
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	1	0	0
	レクリエーション・観光施設	3	3	3	3
産業系施設	産業系施設	13	76	13	109
学校教育系施設	小中学校	9	10	9	13
	幼稚園	5	11	3	5
	学校給食センター	1	1	1	1
	その他教育施設	2	3	2	3
子育て支援施設	保育所	6	5	6	6
	幼児・児童施設	3	5	3	5
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	1	2	3
	保健施設	4	5	3	5
行政系施設	庁舎等	3	5	3	5
	消防施設	2	14	2	14
公営住宅	公営住宅	10	12	11	14
その他	その他	89	182	86	215
合計					

(令和3年度施設情報調査)

(3) インフラ資産

インフラ資産としては、道路、橋梁、上水道、下水道、公園を対象とします。

※公園内の大規模な建築物は、建築物等として整理しています。

(4) 本書における各種データ

公共建築物については、令和3年度(2021年度)のデータを使用していますが、固定資産台帳(一般会計)に基づくデータについては、令和3年(2021年度)2月末時点でのデータとなっています。

(5) 対象外範囲

本市域内の米軍施設用地(普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧等)については現在のところ、対象外とし、今後、跡地利用計画における公共施設等の詳細内容が確定した後に、対象施設として含め、本計画の再検討を行うこととします。

Ⅱ. 市勢概要

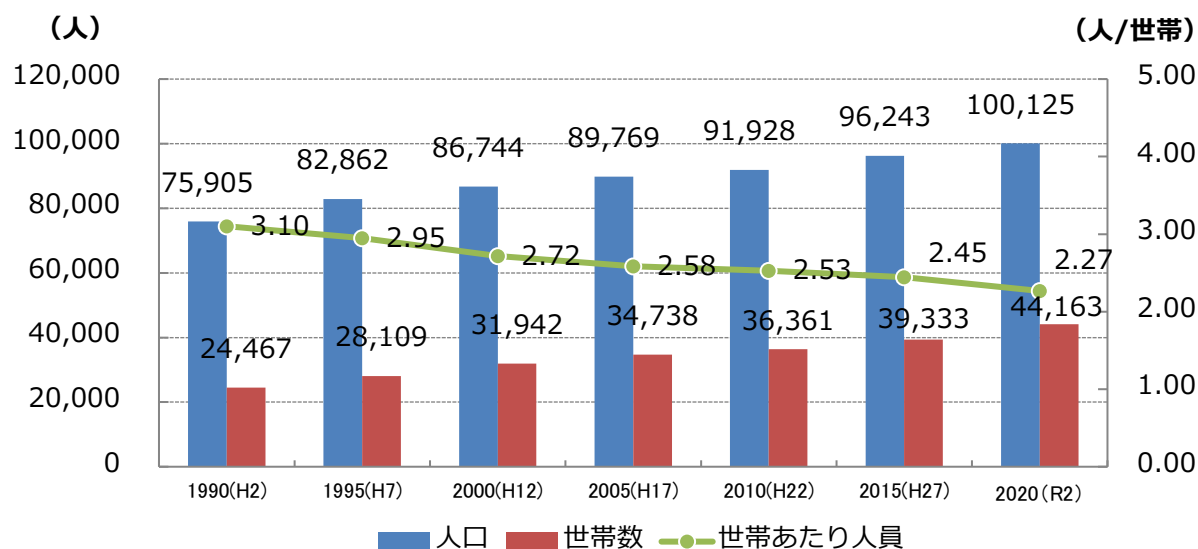
1. 人口と世帯

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、令和2年(2020年)国勢調査では100,125人、世帯数は44,163世帯となっています。平成2年(1990年)は人口75,905人、世帯数は24,467世帯であり、令和2年(2020年)まで人口、世帯数共に増加し続けています。

一方、世帯当たり人員は減少傾向にあります。

図表Ⅱ-1 人口・世帯の推移



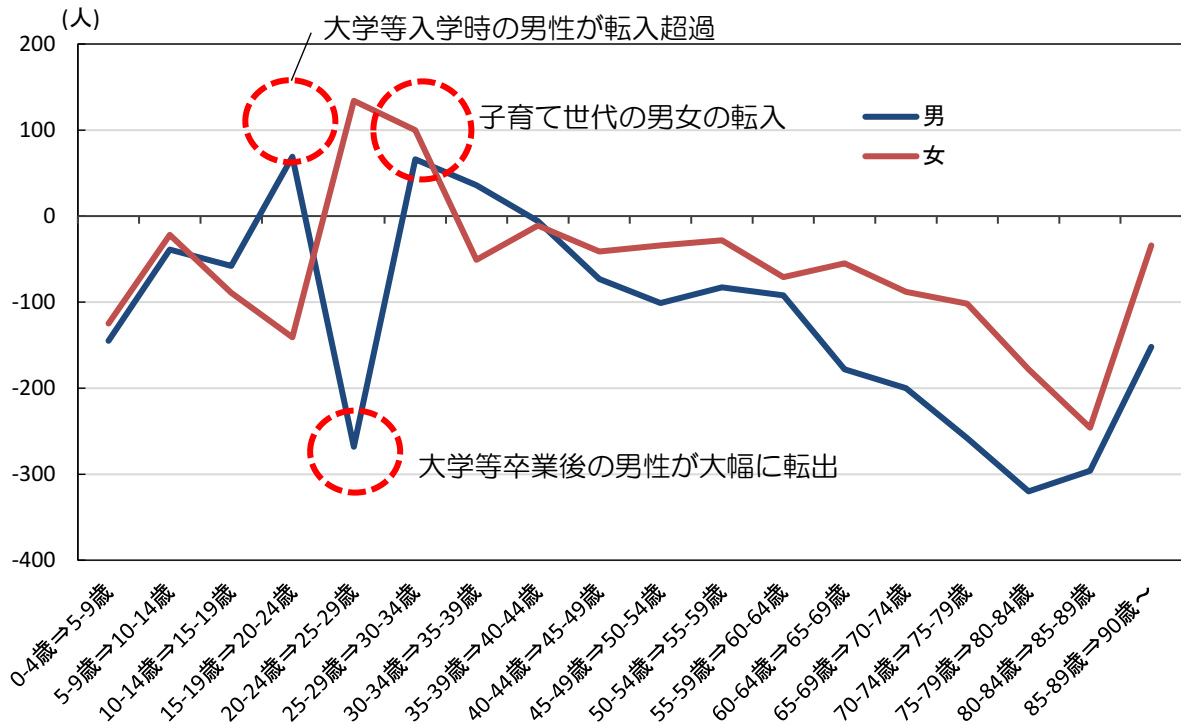
出典：国勢調査

(2) 人口動態

本市の5歳階級別人口を用いて、5年前の各5歳階級の人口と現在の5歳ずらした5歳階級の人口を比較すると、世代毎に5年間における人口の増減が分かります。減少していれば、市外に転出した人がいることとなり、増加していれば市外から転入したことになります。

平成27年(2015年)と令和2年(2020年)の5歳階級別人口ベースの男女別年齢階級別人口移動を見ると、男性は、20代前半で転入超過となり、20代前半から20代後半で大幅な転出超過となっています。これは、大学等に入学した学生が一時的に移り住み、卒業とともに流出したと考えられます。女性は、20代後半から30代前半にかけて転入超過が見られます。また、男女共に20代後半から30代前半の子育て世代が大幅に転入しています。

図表Ⅱ- 2 平成 27 年（2015 年）→令和 2 年（2020 年）の男女別年齢階級別人口移動

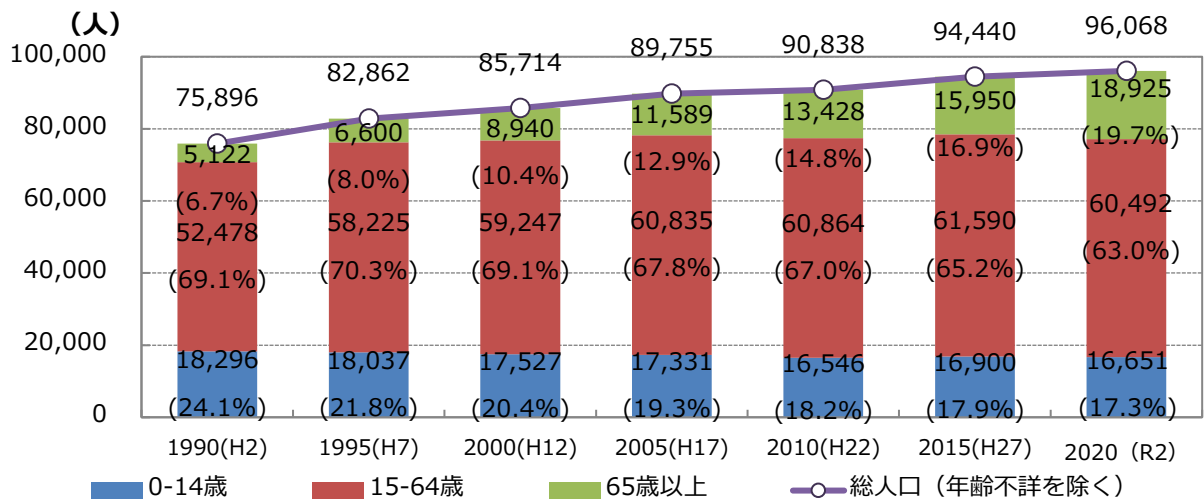


出典：国勢調査

(3) 年齢別人口

本市の人口構成は平成 2 年（1990 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて、年少人口（0 から 14 歳）の減少、高齢者人口（65 歳以上）の増加が進んでおり、令和 2 年（2020 年）では、年少人口の割合が 17.3%まで低下し、高齢者人口の割合が 19.7%に上昇しています。生産年齢（15 から 64 歳）の人口は平成 2 年（1990 年）から平成 27 年（2015 年）まで増加していましたが、令和 2 年（2020 年）は減少に転じています。また、割合は平成 7 年(1995 年)をピークに低下をしています。今後もこの傾向は続くと考えられますが、人口に占める生産年齢人口の減少は、相対的に税収への影響も懸念されるところです。

図表Ⅱ- 3 年齢 3 区分別人口構成比

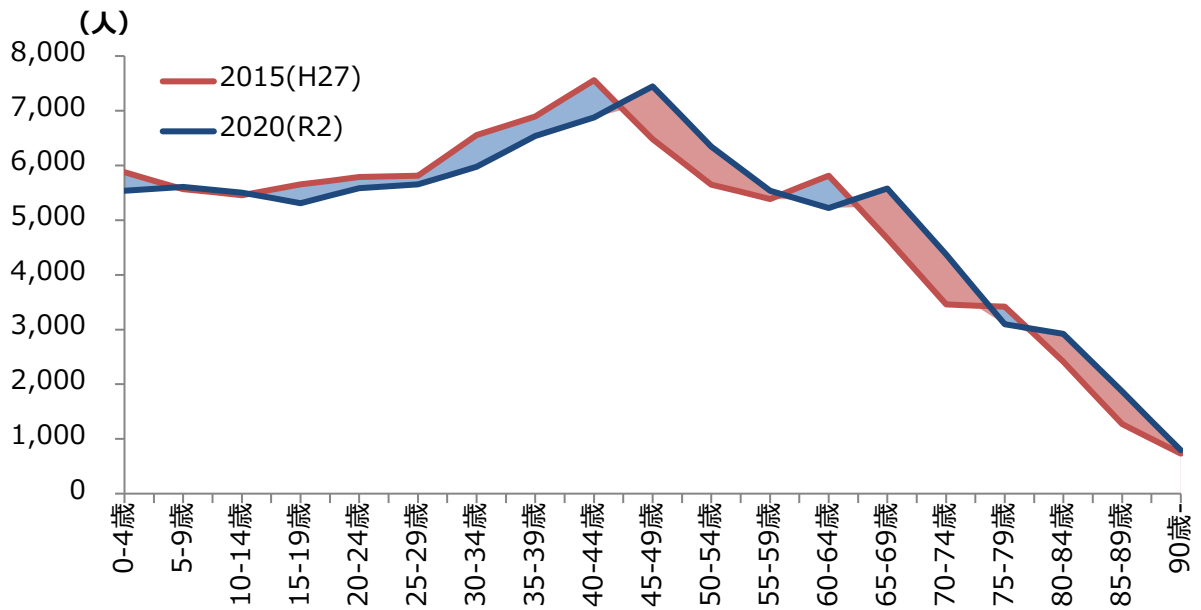


出典：国勢調査

※総人口には年齢不詳を除いています。

本市の年齢5歳階級別について平成27年(2015年)と令和2年(2020年)を比較すると、0歳から4歳までが減少し、5歳から14歳までがほぼ横ばい、15歳から44歳までの層が減少し、45歳から59歳までの層が増加、60歳から64歳までが減少、65歳から74歳が増加、75歳から79歳は減少、80歳以降は増加しています。80歳以降と45歳から59歳までの層が増加しているのは、団塊世代や団塊ジュニア世代の加齢に伴うものと考えられます。

図表Ⅱ-4 年齢5歳階級別人口の推移



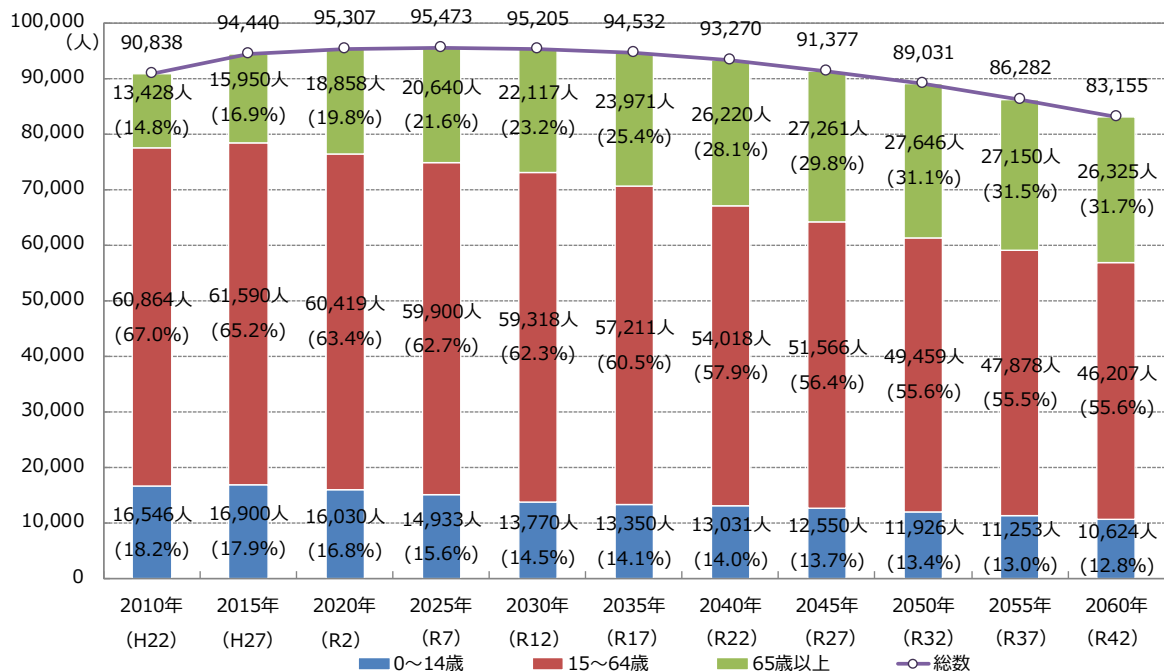
出典：国勢調査

(4) 将来人口推計

国立社会保障人口問題研究所（社人研）準拠の推計では、本市の人口は令和7年（2025年）に総人口95,473人となり、人口のピークとなります。以降令和42年（2060年）は83,155人となり、平成22年（2010年）の90,838人から7,683人の減少となる見込みです。

年齢別では、年少人口（0から14歳）が平成22年（2010年）の16,546人から令和42年（2060年）に10,624人に減少し、総人口に占める割合も18.2%から12.8%に低下すると見込まれます。生産年齢人口（15から64歳）は、平成22年（2010年）の60,864人から令和42年（2060年）に46,207人に減少し、総人口に占める割合も67.0%から55.6%に低下すると見込まれます。老年人口（65歳以上）は、平成22年（2010年）の13,428人から令和42年（2060年）に26,325人に増加し、総人口に占める割合も14.8%から31.7%に上昇すると見込まれます。

図表Ⅱ-5 宜野湾市の将来人口推計



※平成22年（2010年）と平成27年（2015年）の人口は国勢調査（年齢不詳除く）に基づき人口推計を行いました。

〈合計特殊出生率〉

全国の子ども女性比と各市町村の子ども女性比の比から出生数を設定しています。（合計特殊出生率換算で平成27年度（2015年度）は1.76）

〈純移動率〉

平成17年（2005年）→平成22年（2010年）の全国の純移動率が令和2年（2020年）までに半減し、その後安定するとして設定しています。

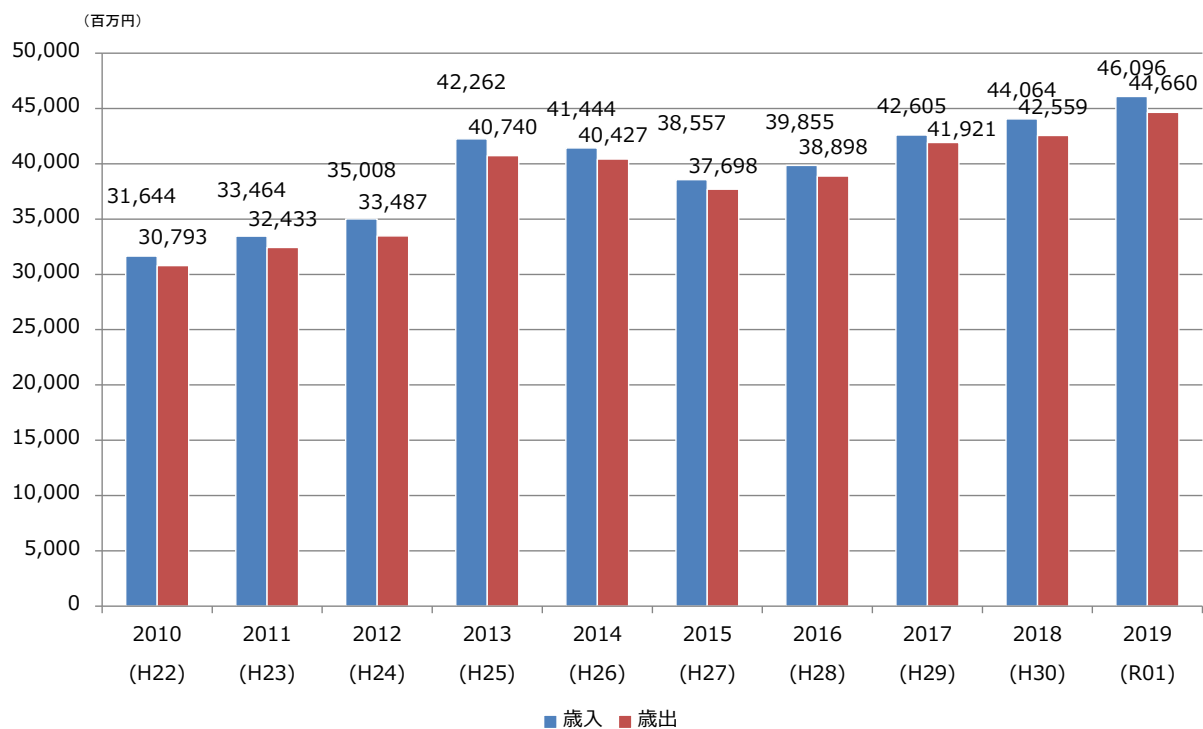
2. 財政・行政運営

(1) 歳入・歳出

本市の令和元年度（2019年度）の普通会計決算における歳入と歳出の状況では、歳入が46,096百万円、歳出が44,660百万円となっており、歳入も歳出も平成22年度（2010年度）以降は増加傾向にあります。特に平成25年度（2013年度）は沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）の影響を受け、県支出金が増加しています。

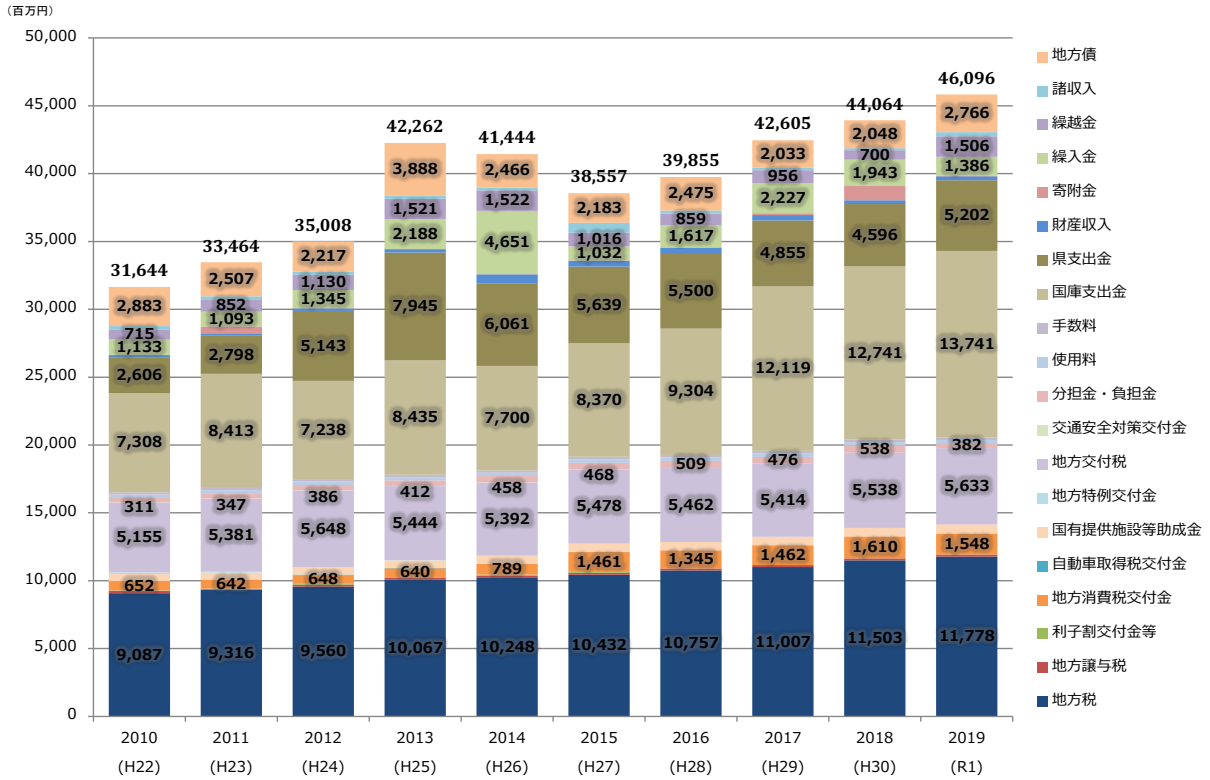
令和元年度（2019年度）の歳入の内訳は国庫支出金が29.8%と最も多く、以下、地方税が25.6%、地方交付税が12.2%、県支出金が11.3%、地方債が6.0%となっています。これを自主財源（地方税、繰越金、繰入金、諸収入等）と依存財源（地方交付税、地方債、国庫支出金、県支出金、地方消費税交付金等）に分類すると、自主財源が35.0%、依存財源が65.0%となり、依存財源の占める割合が高くなっています。地方交付税の縮減・見直しなどもあり、自主財源の確保をさらに推し進める必要があります。

図表Ⅱ-6 普通会計決算状況（歳入、歳出の推移）



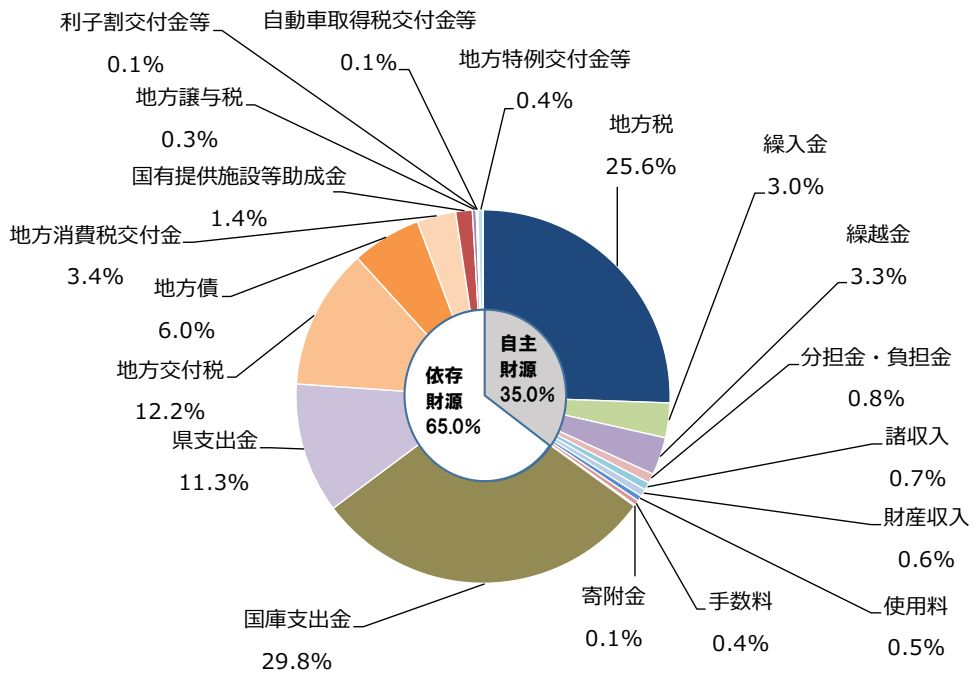
出典：財政課、決算カード

図表Ⅱ-7 普通会計歳入の内訳



出典：財政課、決算カード

図表Ⅱ-8 歳入の内訳（自主財源と依存財源の構成比、令和元年度（2019年度））

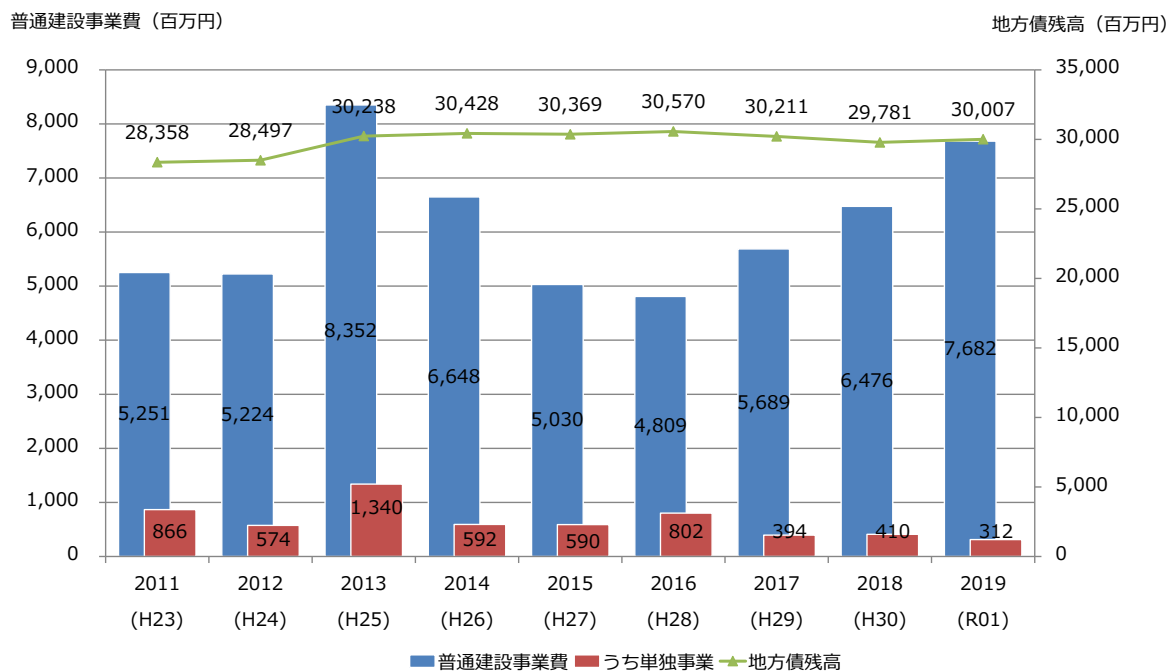


出典：財政課資料

(2) 普通建設事業費と地方債残高状況

- 本市の普通会計における普通建設事業費は、令和元年度（2019年度）で7,682百万円となっており、平成28年度（2016年度）以降は、増加傾向にあります。

図表Ⅱ-9 普通建設事業費・地方債残高の推移

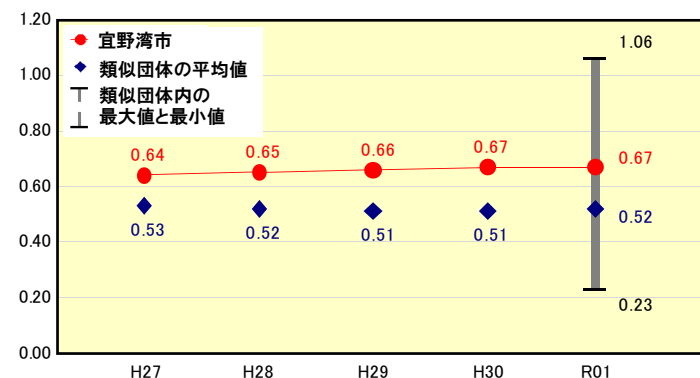


出典：財政課資料

(3) 財政力

- 本市の財政力指数は、令和元年度（2019年度）で0.67、平成27年度（2015年度）も0.64となっており、この数年ほぼ横ばいの値で推移しています。
- 類似団体の平均値を上回っています。

図表Ⅱ-10 財政力指数の推移（類似団体との比較）



【財政力指数】＝「基準財政収入額」÷「基準財政需要額」

※値が高いほど財政力が強い（税収が相対的に多い）。

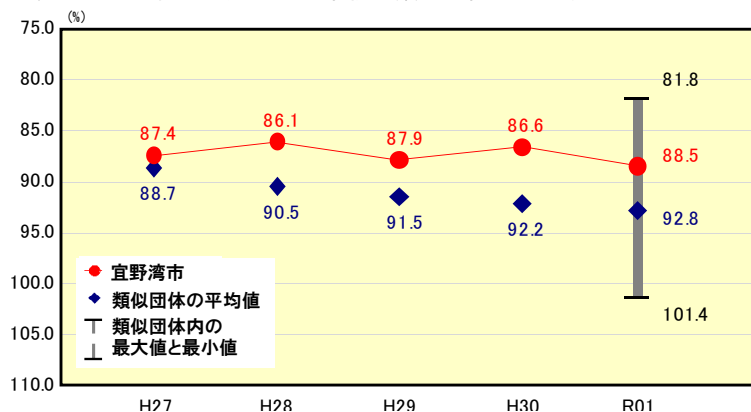
〈財政比較分析表における類似団体について〉

人口及び産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類し、宜野湾市と同じグループに属する団体を類似団体と言います。沖縄県内では、名護市、糸満市、豊見城市、宮古島市が同じグループに属する類似団体になります。（平成26年度（2014年度））

(4) 財政構造の弾力性

- 本市の経常収支比率は、令和元年度（2019年度）で88.5%、平成30年度（2018年度）以前でも87.4～86.6%となっており、ほぼ横ばいの値で推移しています。
- 類似団体平均92.8%よりは下回っていますが、適当とされている80%以内を超えており、財政が硬直化し、施設等の更新に充てる余裕が少ない厳しい財政状況であると言えます。

図表Ⅱ-11 経常収支比率の推移（類似団体との比較）



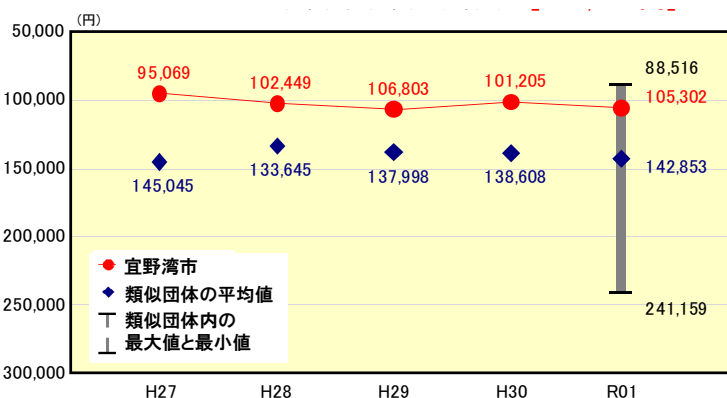
【経常収支比率】＝「人件費、扶助費、公債費等の経常経費」
 ÷「経常的な一般財源（地方税等の用途に制限がない経常的な収入）」×100

※財政構造の弾力性を示す。数値が低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があると見える。

(5) 人件費・物件費等の状況

- 本市の人口1人当たりの人件費・物件費等の決算額は、令和元年度（2019年度）で105,302円、平成30年度（2018年度）以前でも95,069円～106,803円とこの数年ほぼ横ばいの値で推移しています。
- 類似団体平均142,853円をいずれも下回っており、人員適正化等の取組が進んでいると言えます。

図表Ⅱ-12 人件費・物件費等の決算額の推移（類似団体との比較）



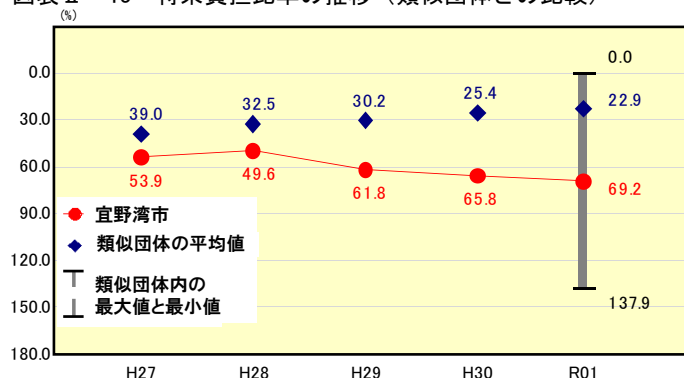
【人件費】＝職員の給料、手当等のために支出した額

【物件費】＝人件費、扶助費、維持補修費などを除く消費的な費用の総称

(6) 将来負担の状況

- 本市の将来負担比率は、令和元年度（2019年度）で69.2%となっており、平成30年度（2018年度）の65.8%に比べ3.4ポイント増加し、類似団体平均22.9%よりも上回っています。
- これは、学校建設等の地方債現在高の増加が主要因です。
- 今後、将来負担を軽減・平準化していくためにも、長期的な視野での財源の確保、計画的な事業の実施を図る必要があります。

図表Ⅱ-13 将来負担比率の推移（類似団体との比較）

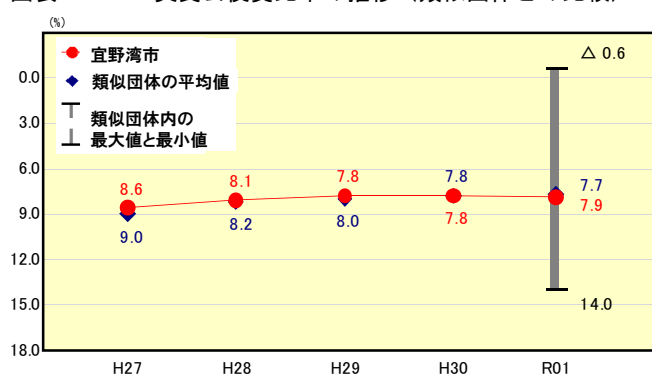


【将来負担比率】＝「地方債残高や公営企業債に対する将来に渡る負担見込額などの実質的な負債」÷「標準財政規模－交付税に算入された公債費等」×100
 ※数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを示しており、都道府県・政令市においては400%以上、市町村においては350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、自主的な財政の健全化を図る必要がある。

(7) 公債費負担の状況

- 本市の実質公債費比率は、令和元年度（2019年度）で7.9%、平成30年度（2018年度）に比べ0.1ポイント増加し、類似団体平均7.7%を上回っています。
- 今後も同様の公共施設の整備に伴う普通建設費の増、地方債発行額の増が見込まれるため、公債費等の後年度負担を考慮しながら、効果的に事業を実施していく必要があります。

図表Ⅱ-14 実質公債費比率の推移（類似団体との比較）



【実質公債費比率】＝「公債費に公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費」÷「標準財政規模－交付税に算入された公債費等」×100

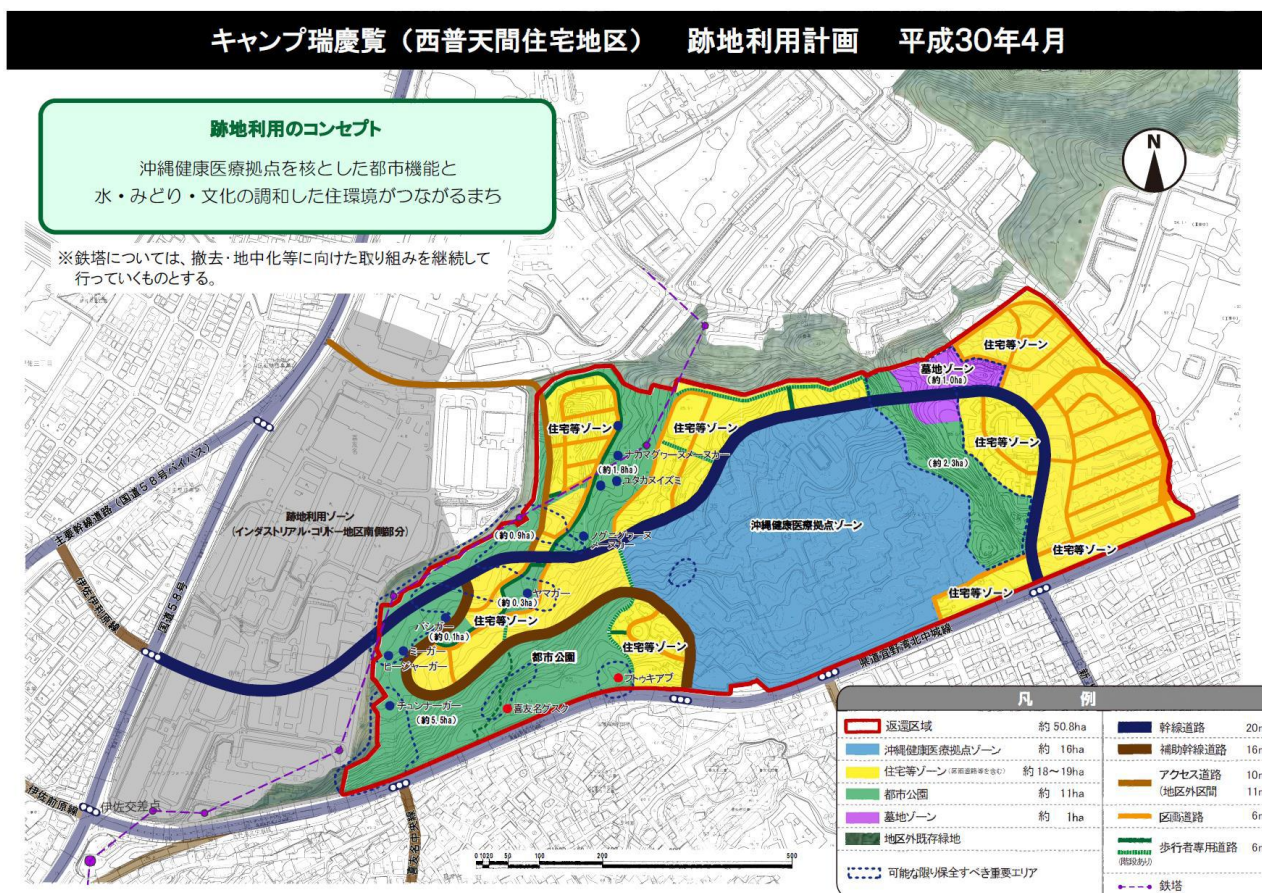
※数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示しており、地方財政法上18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、公債費負担適正化計画を策定する必要がある。また、財政健全化法上25%以上の団体は財政健全化計画を策定し自主的な財政の健全化を図る必要がある、35%以上の団体は財政再生計画を策定し、国等の関与のもと確実な再生を図らなければならない。

出典：令和元年度財政状況資料集

3. 基地返還に伴う財政負担の増大

- ・ 本市においては、平成 27 年（2015 年）3月31日にキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）（約 50.8ha）が返還されました。現在、この地区は、土地区画整理事業により基盤整備が行われておりますが、この整備のために、現在の事業計画では、総事業費 11,340,000 千円（市費 609,100 千円）の市の財政負担となります。
- ・ この費用は、土地区画整理事業に伴う基盤整備のみに必要な費用のため、別途、上水道整備、下水道整備などの公共施設整備が必要となります。
- ・ 将来的には、キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー）（約 62ha の一部）、普天間飛行場（約 481ha）の返還などに伴って、更に大きな基盤整備や公共施設整備が必要になることが想定されます。
- ・ 基地返還に伴う財政負担の発生は、本市において将来的に避けられない負担となります。一方で今後、建築物、インフラ施設を含めて公共施設の老朽化に伴う改修や改築の費用発生が想定されるため財政的にはより一層厳しくなることが明白です。
- ・ そのため、公共施設の老朽化に伴う改修や改築の費用の平準化だけでなく、基地返還に伴う将来の財政負担の発生に備え、保有する公共施設量の縮減や施設の長寿命化促進等を今のうちから積極的に進める必要があります。

■ 跡地利用計画（案）



出典：キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画

平成 30 年 4 月 宜野湾市

Ⅲ. 公共施設の現状と分析・評価

1. 建築物

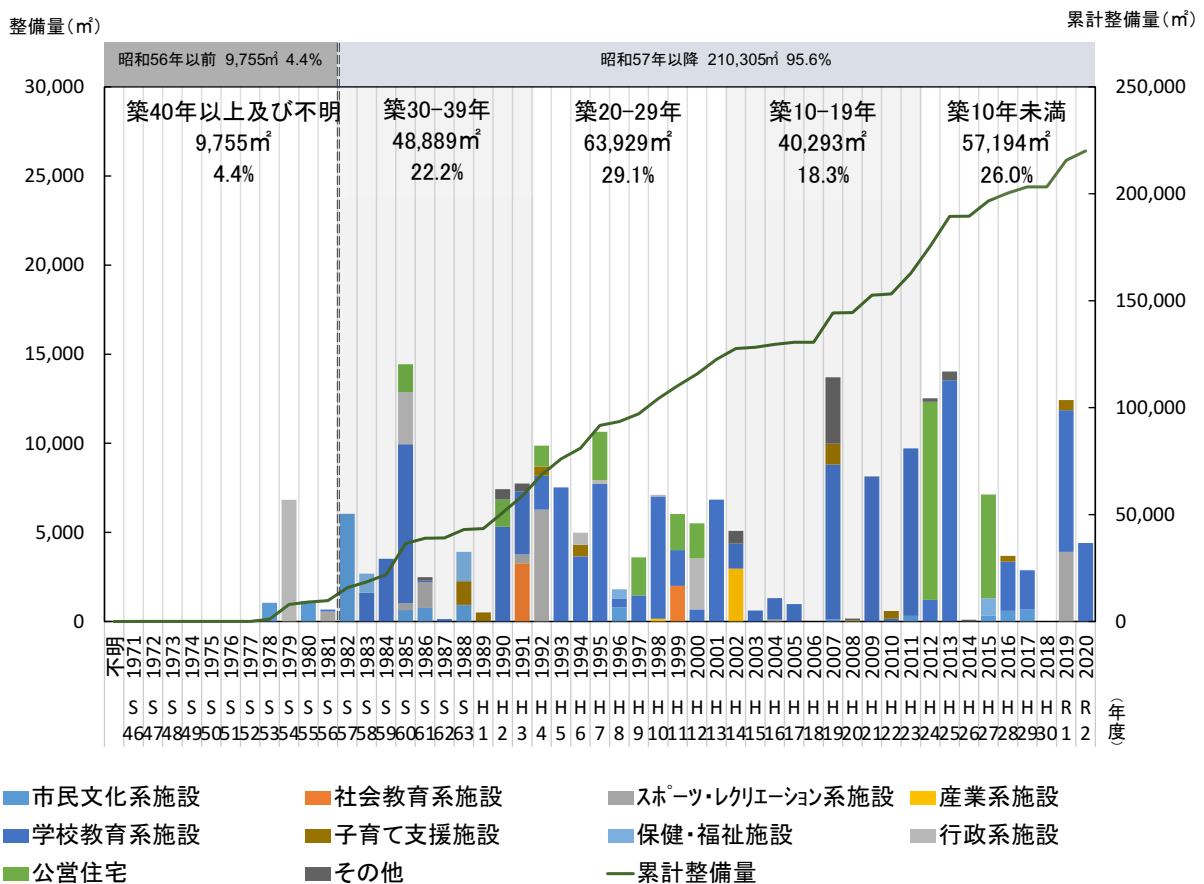
(1) 過去の整備量

本計画の策定時点（平成 29 年（2017 年））では、本市の建築物（いわゆるハコモノ施設）の総面積は約 22.7 万㎡であり、市民 1 人当たり約 2.35 ㎡/人となっています。

本計画策定後では、新たに屋内運動場、幼稚園、小学校、学校給食センター、児童センターなどが整備された一方で、勤労者体育センター、勤労青少年ホームなどが廃止され、本市の建築物の総面積は約 22.0 万㎡であり、策定時点と比べて約 0.7 万㎡減少しています。

整備のピークとしては、昭和 60 年度（1985 年度）、平成に入ってから約 15 年間、そして平成 19 年度（2007 年度）以降となっています。平成 19 年度（2007 年度）以降に整備されている施設については、公営住宅、学校教育系施設等建替による施設もあり、建築物の更新が始まっていると言えます。

図表Ⅲ- 1 建築物の年度別整備量（延床面積、㎡）



※新耐震基準は、昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日から施行されています。よって、これ以降に建てられた建物は原則新耐震基準を満たしていることとなります。

（令和 3 年度施設情報調査）

図表Ⅲ- 2 本計画策定後（平成 28 年度（2016 年度）以降）に整備された施設

大分類	中分類	施設名	整備年度 (年度)	延床面積 (㎡)	備考
市民文化系 施設	集会施設	真志喜地区学習等供用施設	2017 年度 (平成 29 年度)	666. 21	新設
		長田地区コミュニティ供用 施設	2016 年度 (平成 28 年度)	593. 00	新設
スポーツ・レクリエ- ション系施設	スポーツ施設	市立多目的運動場	2019 年度 (令和元年度)	3, 908. 00	建替
学校教育系 施設	学校	志真志小学校	2017～2019 年度 (平成 29～令和元年度)	9, 191. 00	建替
		普天間小学校 (校舎)(プール付属棟)	2022 年度完成予定 (令和 4 年度完成予定)	4, 404. 00	建替
	学校給食 センター	はごろも給食協同調理場	2016 年度 (平成 28 年度)	2, 767. 00	新設
	幼稚園	志真志幼稚園	2017 年度 (平成 29 年度)	974. 00	建替
子育て支援 施設	幼児・児童施設	大謝名児童センター	2019 年度 (令和元年度)	563. 80	建替
		長田地区児童館	2016 年度 (平成 28 年度)	324. 03	新設
保健・福祉施 設	保健施設	保健相談センター (プレハブ倉庫)	2017 年度 (平成 29 年度)	18. 88	新設
行政系施設	庁舎等	上下水道局庁舎 (第 2 庁舎(増築棟))	2021 年度 (令和 2 年度)	388. 83	増築
合計				23, 798. 75	

(令和 3 年度施設情報調査)

図表Ⅲ- 3 本計画策定後（平成 28 年度（2016 年度）以降）に廃止された施設

大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
スポーツ・レクリエ- ション系 施設	スポーツ施設	勤労者体育センター	976. 59
		市立屋内運動場	1, 805. 00
	レクリエ-ション・観光施設	勤労青少年ホーム	829. 02
学校教育系施設	学校給食センター	真志喜学校給食センター	595. 00
		普天間第二学校給食センター	432. 00
合計			4, 637. 61

(令和 3 年度施設情報調査)

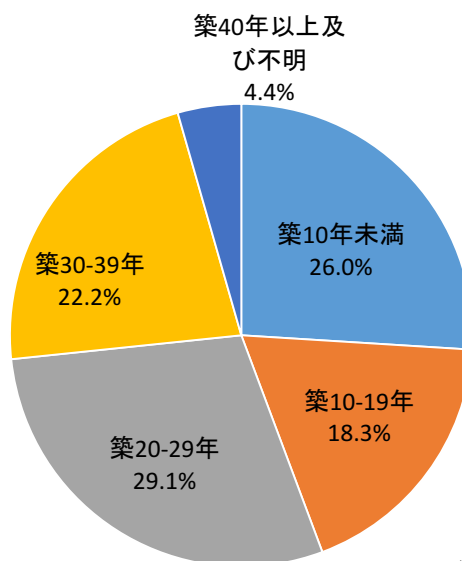
また、新耐震基準以前（昭和 56 年（1981 年））の施設割合は約 4%と少なく、施設の多くは新耐震基準以降の建物となっています。建築物のうち築 20 年未満の割合は約 44%（築 10 年以内約 26%）と比較的新しい施設が多い状況です。また、築 30 年を超える施設は、市民文化系施設、社会教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設で割合が高くなっています。

図表Ⅲ- 4 用途別の築年数の状況

施設分類	単位	築10年未満	築10-19年	築20-29年	築30-39年	築40年以上及び不明	合計
市民文化系施設	㎡	1,601	433	800	8,360	2,206	13,400
	%	11.9%	3.2%	6.0%	62.4%	16.5%	100.0%
社会教育系施設	㎡	0	0	1,999	3,263	0	5,262
	%	0.0%	0.0%	38.0%	62.0%	0.0%	100.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	㎡	3,908	105	6,273	2,321	557	13,164
	%	29.7%	0.8%	47.7%	17.6%	4.2%	100.0%
産業系施設	㎡	0	3,019	157	0	0	3,176
	%	0.0%	95.1%	4.9%	0.0%	0.0%	100.0%
学校教育系施設	㎡	32,083	30,564	39,149	23,188	165	125,149
	%	25.6%	24.4%	31.3%	18.5%	0.1%	100.0%
子育て支援施設	㎡	888	1,595	1,164	1,832	0	5,479
	%	16.2%	29.1%	21.2%	33.4%	0.0%	100.0%
保健・福祉施設	㎡	976	0	521	2,705	0	4,202
	%	23.2%	0.0%	12.4%	64.4%	0.0%	100.0%
行政系施設	㎡	0	0	3,853	2,929	6,827	13,609
	%	0.0%	0.0%	28.3%	21.5%	50.2%	100.0%
公営住宅	㎡	16,947	0	10,012	3,081	0	30,040
	%	56.4%	0.0%	33.3%	10.3%	0.0%	100.0%
その他	㎡	791	4,576	0	1,211	0	6,578
	%	12.0%	69.6%	0.0%	18.4%	0.0%	100.0%
合計	㎡	57,194	40,293	63,929	48,889	9,755	220,060
	%	26.0%	18.3%	29.1%	22.2%	4.4%	100.0%

図表Ⅲ- 5 建築物の築年数の状況

(令和3年度施設情報調査)



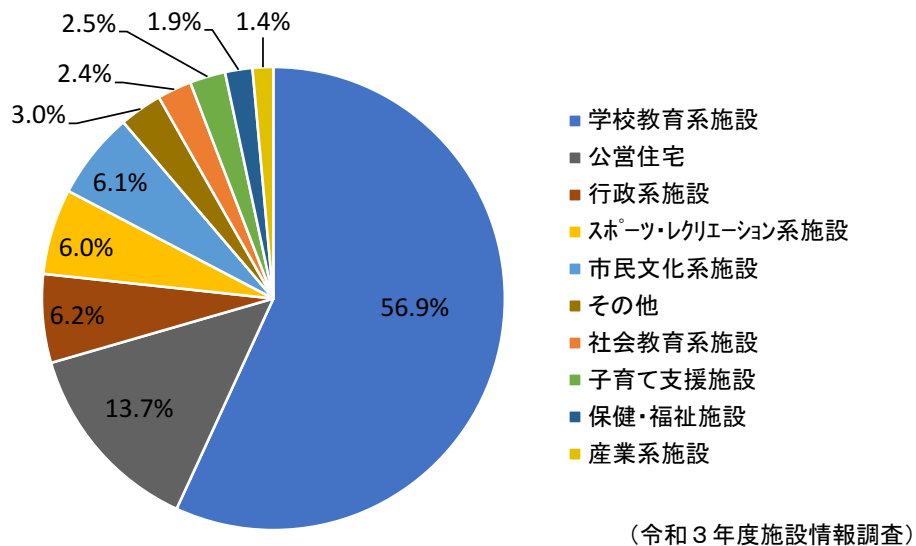
(令和3年度施設情報調査)

(2) 施設用途別の割合

本市の建築物のうち約 57%が学校教育系施設で、次いで約 14%の公営住宅となっています。これは、他の多くの自治体と同様の傾向です。

公営住宅に次いで割合が大きいのは行政系施設で約 6%となっています。これは、市庁舎が多くを占めています。

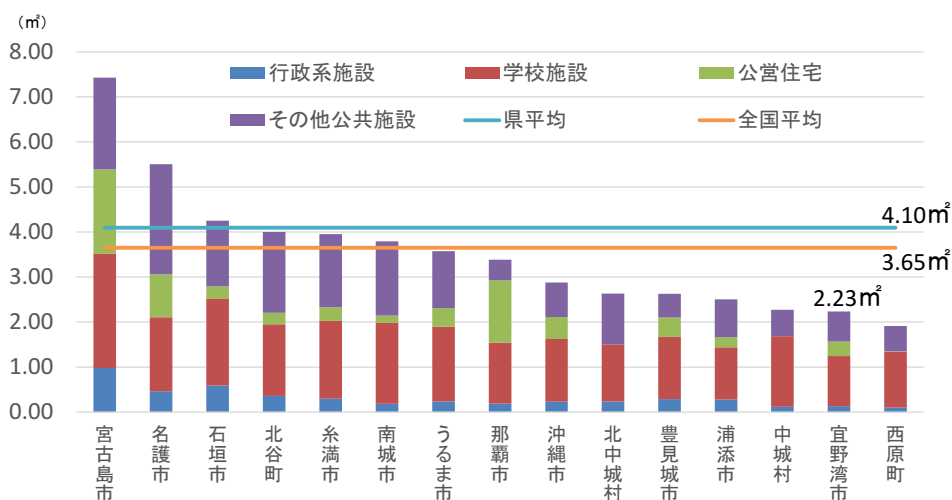
図表Ⅲ- 6 建築物の用途別面積割合（延床面積、㎡）



(3) 市民1人当たり公共施設（建築物）の近隣自治体比較

平成24年度（2012年度）の総務省の公共施設状況調のデータに基づいて、県内他市及び近隣自治体と市民1人当たり公共施設（建築物）を比較すると以下ようになります。本市は、県内他市、近隣自治体と比べ、1人当たり公共施設面積は少ないと言えますが、前述の通り学校施設や公営住宅といった削減が難しい公共施設が多くを占めています。

図表Ⅲ- 7 市民1人当たり公共施設（建築物）面積の比較



出典：公共施設状況調より作成

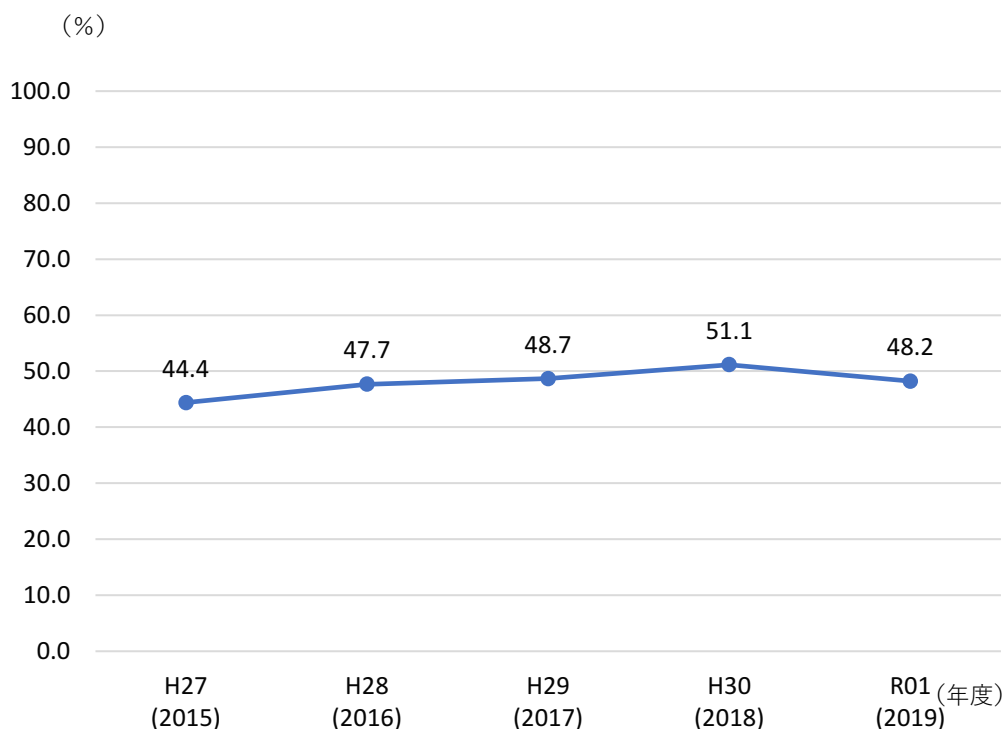
※出典データが異なるためP14で示した宜野湾市の1人当たり公共施設（建築物）面積とは乖離があります。

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

本市における有形固定資産減価償却率は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までは増加傾向にありましたが、令和元年度では前年度と比べて約 3 ポイント減少しています。

有形固定資産減価償却率は高くはありませんが、使用期間が耐用年数に迫る施設等もあることから、計画的な施設等の老朽化対策などに取り組んでいく必要があります。

図表Ⅲ- 9 有形固定資産減価償却率の推移



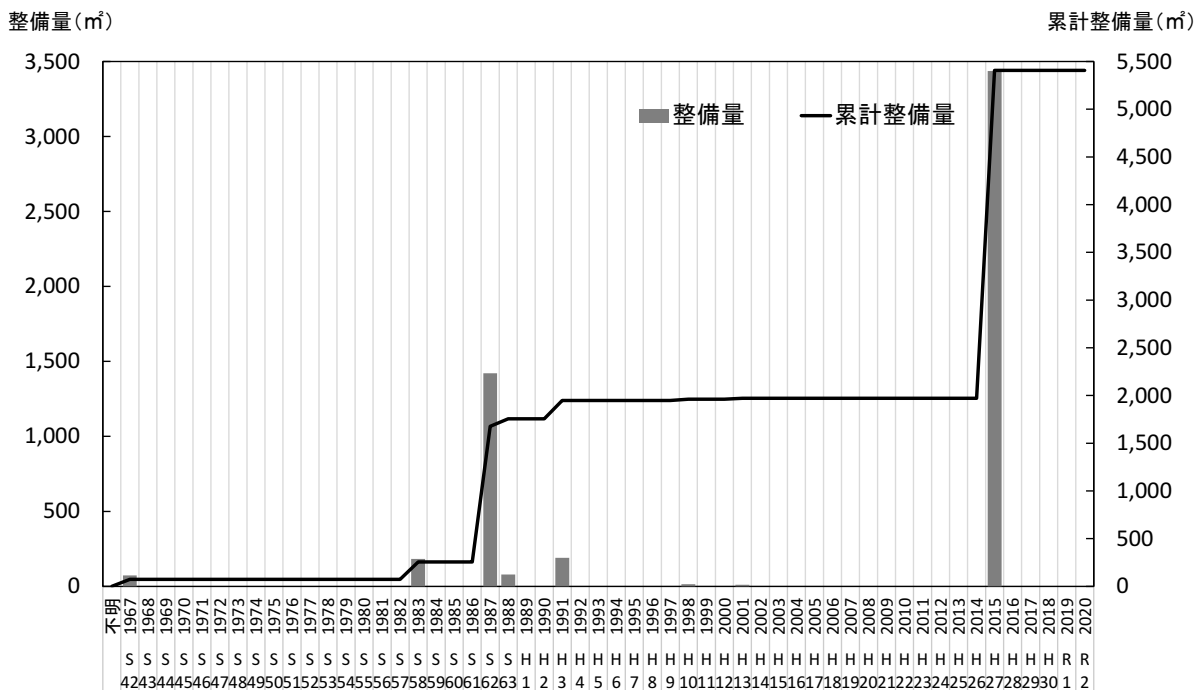
※有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物・工作物）の耐用年数に対して、その資産の取得時点からどの程度経年しているかを表す指標です。この比率が高いほど、使用期間が耐用年数に近い資産が多いことを示します。ただし、長寿命化工事による使用期間の延長などの効果がこの比率に反映されないため、施設等の老朽度合いや危険度などを直接的に示すものではありません。

出典：固定資産台帳

3. 橋梁

市が管理している橋梁は 12 本あり、総整備面積は約 5,407 m²となっています。平成 27 年度（2015 年度）に、市道大山 7 号(愛称:ハルヨイ橋)が整備されたため整備量が最も多く、次いで、昭和 62 年度（1987 年度）に沖縄自動車道をまたぐ 4 本の橋が整備されたため整備量が多くなっています。

図表Ⅲ- 11 橋梁の年度別整備量（面積、m²）



出典：固定資産台帳

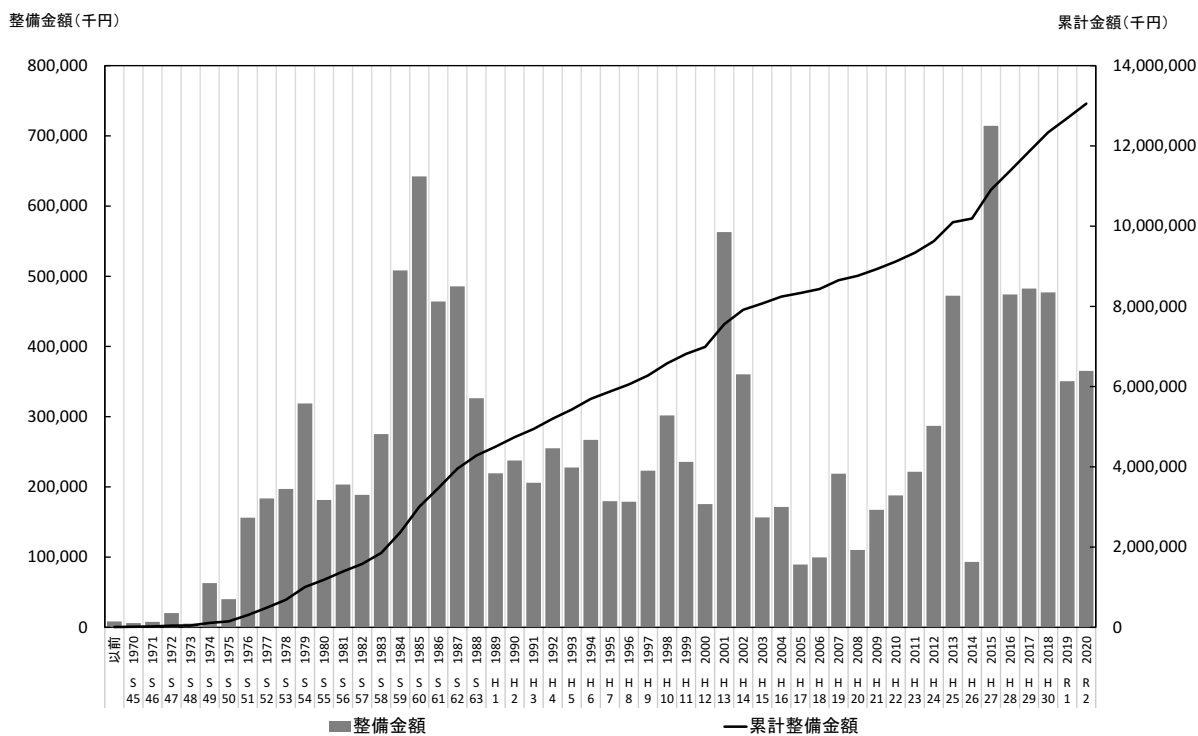
4. 上水道

上水道は、送水管が合計で約 9,000m、配水管が合計で約 303,200m整備されています。整備のピークは、昭和 50 年代後半から昭和 60 年代前半、平成 10 年代半ば、平成 20 年代となっています。

既存施設の耐震化が十分でない施設もあることや、配水管路について給水区域間のバックアップ機能向上のための対策や、配水池の増強が必要な状況です。また、今後、法定耐用年数が超過する管路が多くなるため、計画的な施設の更新計画が必要です。

将来的に、基地返還に伴う新規整備が発生することが予想されます。

図表Ⅲ- 12 上水道の年度別整備金額



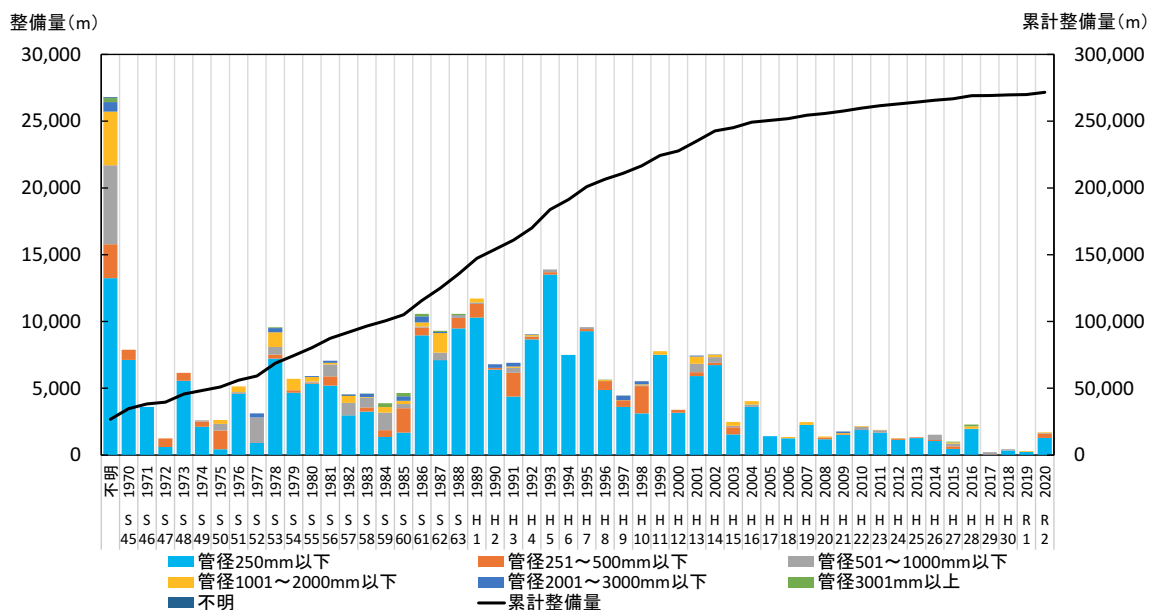
出典：固定資産台帳

5. 下水道

下水道の総整備延長は約 271kmとなっています。整備のピークは昭和 60 年代から平成に入ってから約 5 年間となっています。整備量の多い管径は 250mm以下の管径のものであり、管種として、昭和時代はヒューム管が多くありましたが、平成に入ってから塩化ビニール管が主流となっています。

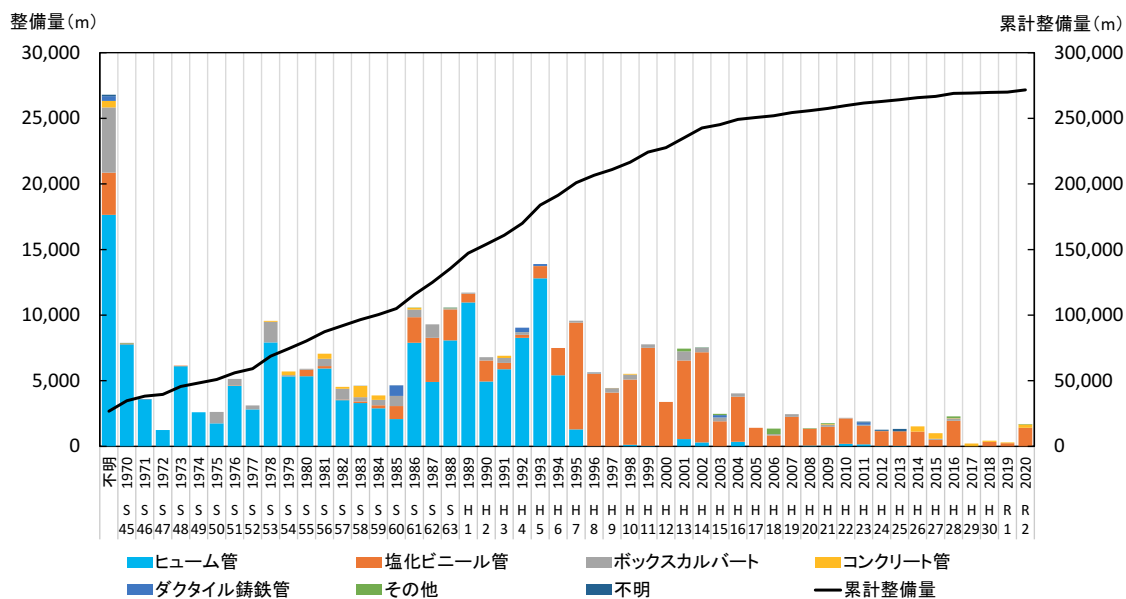
また、公共下水道事業は、多額の設備投資を要することから、事業開始以来自主財源の他に、国庫支出金や地方債、さらには一般会計繰出金に依存しています。そのため市の財政運営に影響を与えてきていることから、下水道事業の経営基盤の強化が急務となっています。

図表Ⅲ- 13 下水道の年度別整備量（管径階級別延長、m）



出典：下水道台帳

図表Ⅲ- 14 下水道の年度別整備量（管種別延長、m）

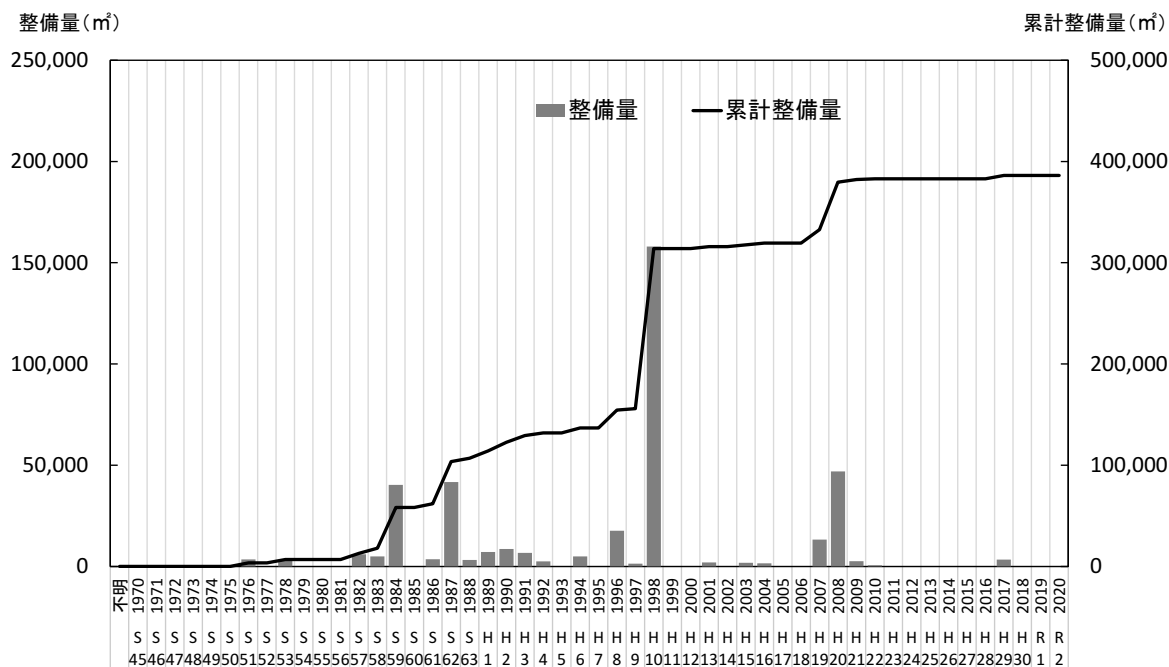


出典：下水道台帳

6. 公園

公園の総整備面積（供用面積）は約 386,000 m²となっています。平成 10 年度（1998 年度）が整備のピークとなりますが、これは、宜野湾海浜公園の整備によるものとなっています。

図表Ⅲ- 15 公園の年度別整備量（面積、m²）



出典：公園台帳

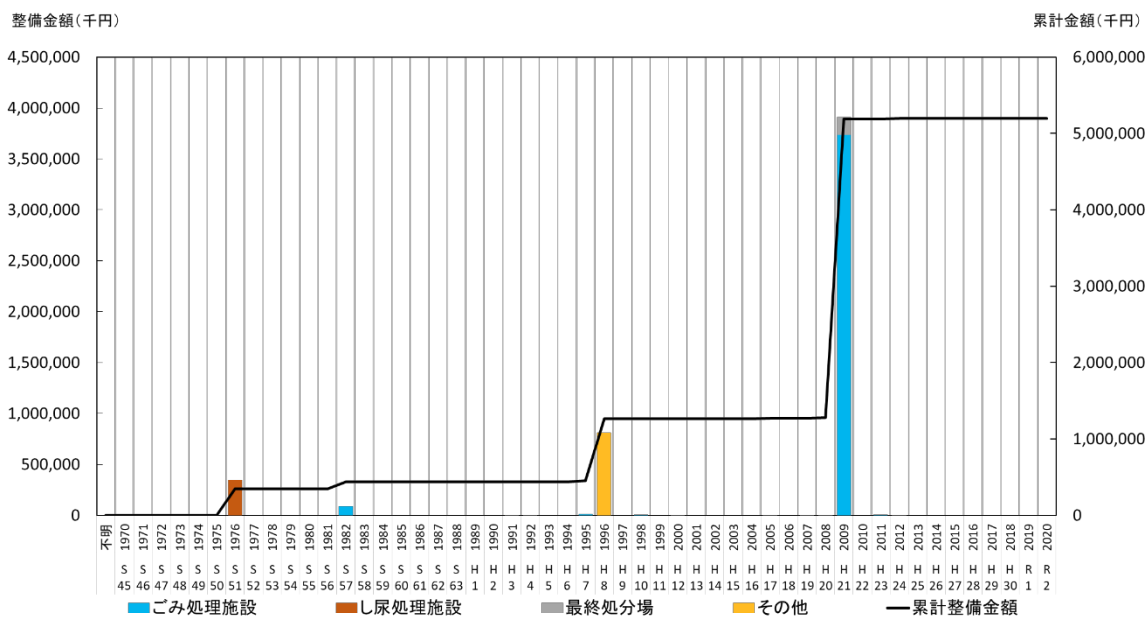
7. 倉浜衛生施設組合

倉浜衛生施設組合は、沖縄市・宜野湾市・北谷町の 2 市 1 町で組織された一部事務組合です。

ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等を所有しています。本市の出資割合は 29.85%であり、過去の整備量（金額）のうち宜野湾市負担分を整理すると以下ようになります。

し尿処理施設は、必要な規模に縮小した上で整備することが検討されています。

図表Ⅲ- 16 倉浜衛生施設組合で所有の施設等



出典：固定資産台帳

IV. 将来の施設更新等費用等の試算

1. 更新等費用の試算について

これまでに整備されたインフラを含む全ての公共施設は、大規模修繕や更新（建替等）を行い、適切に維持管理を行っていく必要があります。また、将来に向けてこれら施設の更新等費用や財源確保及び最適な保有量等について検討しなければなりません。そのため、将来に発生する更新等費用等について、これまでに策定された個別施設計画によって算定された更新等費用を合算し、算定を行います。また、向こう 10 年間の更新等費用の推移と過去 5 年間の投資的経費（普通会計）を比較し、今後も同等の財源を確保できるとした場合に、財源の枠内に納まるか検討を行いました。

2. 更新等費用試算の方法

各施設の個別施設計画において算出された更新等費用に基づいて、市全体の公共施設等の更新等費用を算出します。

公共施設の更新時期は、各個別施設計画において設定した耐用年数が経過した時点とし、各個別施設計画において設定している更新（建替え）費用で再整備することとします。また、修繕工事等についても、各個別施設計画において計画された費用に基づいて試算します。

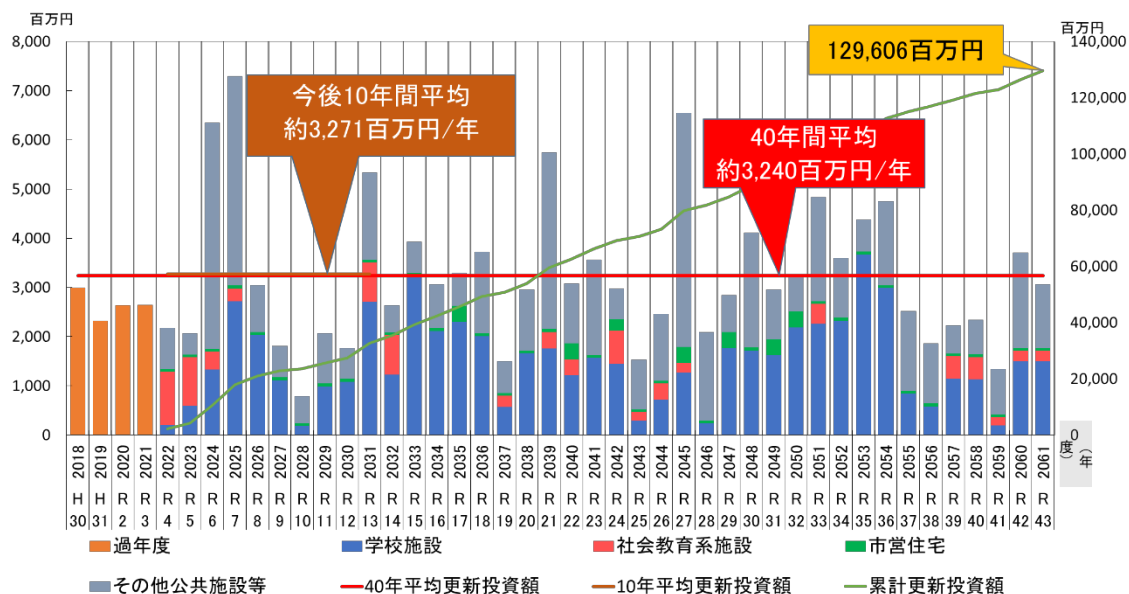
将来の更新等費用は、本計画の策定時に総務省から公表されていた「更新等費用算定ツール」による算定期間や「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」の更新等費用の算定期間と合わせ、令和 4 年度（2022 年度）から令和 43 年度（2061 年度）までの 40 年間について試算することとします。また、平成 30 年度（2018 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの過年度実績値を掲載します。

なお、各個別施設計画ごとに更新等費用の算出期間が異なるため、不足する期間の更新等費用については、算定されている更新等費用の平均値で補う事とします。

3 - 1. 公共施設（建築物）に係る更新等費用の試算（単純更新の場合）

令和3年度までに策定された各個別施設計画において試算された更新等費用（単純更新（従来型））を足し合わせて算出した公共施設（建築物）に係る更新等費用は下図のようになり、今後40年間で約1,296億円の更新等費用が必要になります。

図表IV-1 更新等費用試算結果（単純更新）



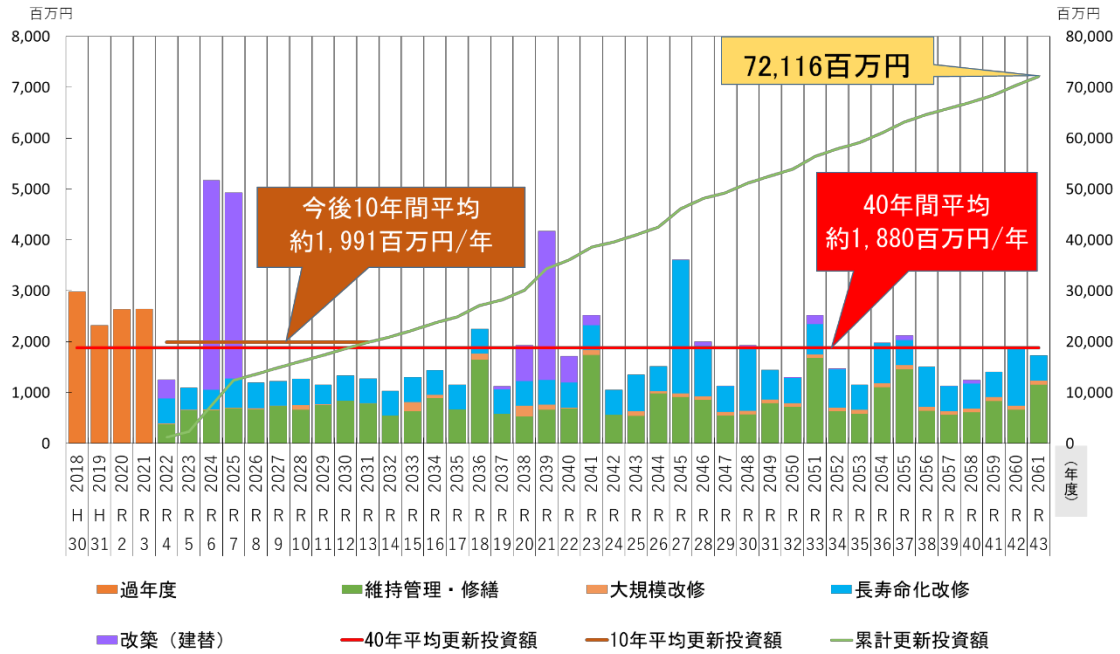
<更新等費用の試算根拠>

- ※教育施設等：個別施設計画に記載の試算結果から2022～2059年を抜粋、2060～2061年は平均値で補完（文科省ツールによる試算結果）
- ※社会教育系施設：文科省ツールを用いて試算し2022～2059年を抜粋、2060～2061年は平均値で補完。改築の単価設定は公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）による学校教育系施設の更新（建替え）費用の単価を設定（330,000円/m²）
- ※市営住宅：長寿命化計画によって示された修繕費、建設費、除却費の戸あたり単価を使用して試算
- ※公共施設等：個別施設計画より単純更新した場合の更新等費用を適用

3 - 2. 公共施設（建築物）に係る更新等費用の試算（長寿命化した場合）

令和3年度までに策定された各個別施設計画によって試算された更新等費用（長寿命化型）を合算し、今後40年間の更新等費用を試算した結果は下図のようになり、今後40年間で約721億円の更新等費用が必要になります。

図表IV-2 更新等費用試算結果（長寿命化）



<更新等費用の試算根拠>

※教育施設等・社会教育系施設：長寿命化計画に記載の今後10年間の更新等費用を適用し、11年以降は平均値で補完

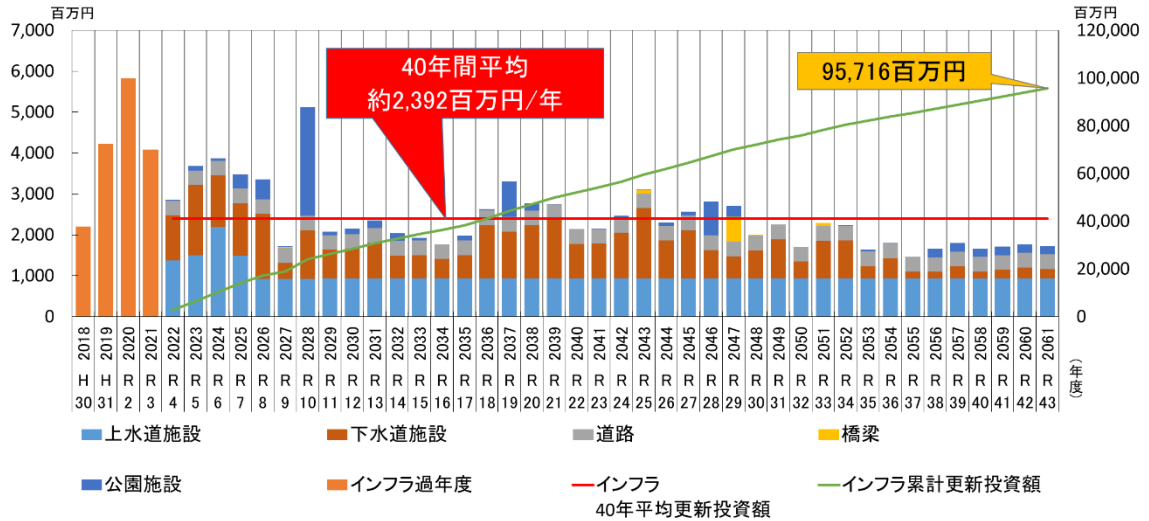
※市営住宅：長寿命化計画によって示された計画修繕・改善事業予定一覧より、長寿命化計画後の数値を適用

※公共施設等：個別施設計画より長寿命化した場合の更新等費用を適用

4 - 1. 公共施設（インフラ）に係る更新等費用の試算（単純更新の場合）

インフラ施設を単純更新した場合の今後 40 年間の更新等費用を試算すると下図のようになります。耐用年数に応じて施設の更新を想定すると 40 年間で約 957 億円の更新等費用が必要になります。

図表Ⅳ- 3 更新等費用試算結果（単純更新）



<更新等費用の試算根拠>

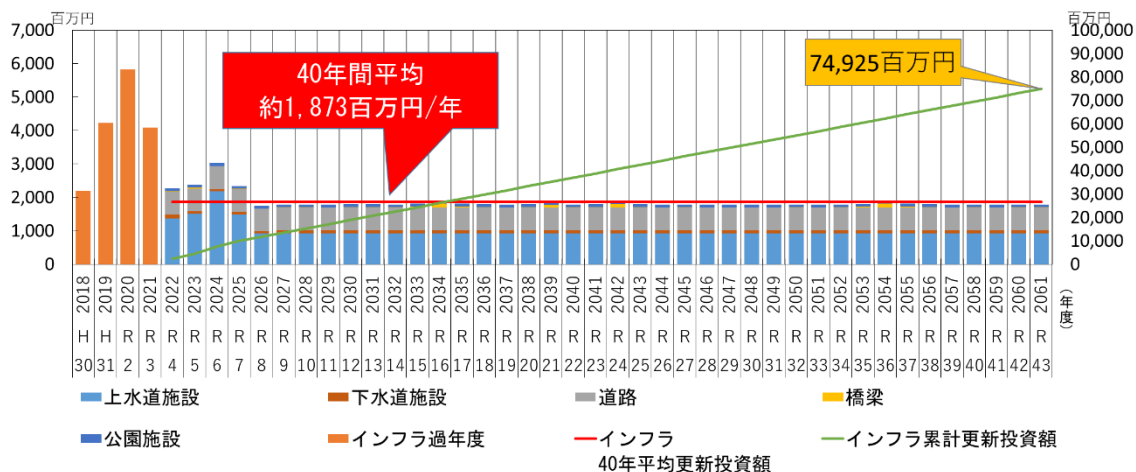
※上水道施設・公園施設：総合管理計画（H29.3）より更新投資額を適用。

※道路・橋梁・下水道施設：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）による更新単価を用いて試算

4 - 2. 公共施設（インフラ）に係る更新等費用の試算（長寿命化した場合）

本市において令和3年度までに策定されたインフラ施設の各個別施設計画によって試算された更新等費用を合算し、今後40年間の更新等費用を試算した結果は下図のようになり、今後40年間で約749億円の更新等費用が必要になります。

図表IV-4 更新等費用試算結果（長寿命化）



<更新等費用の試算根拠>

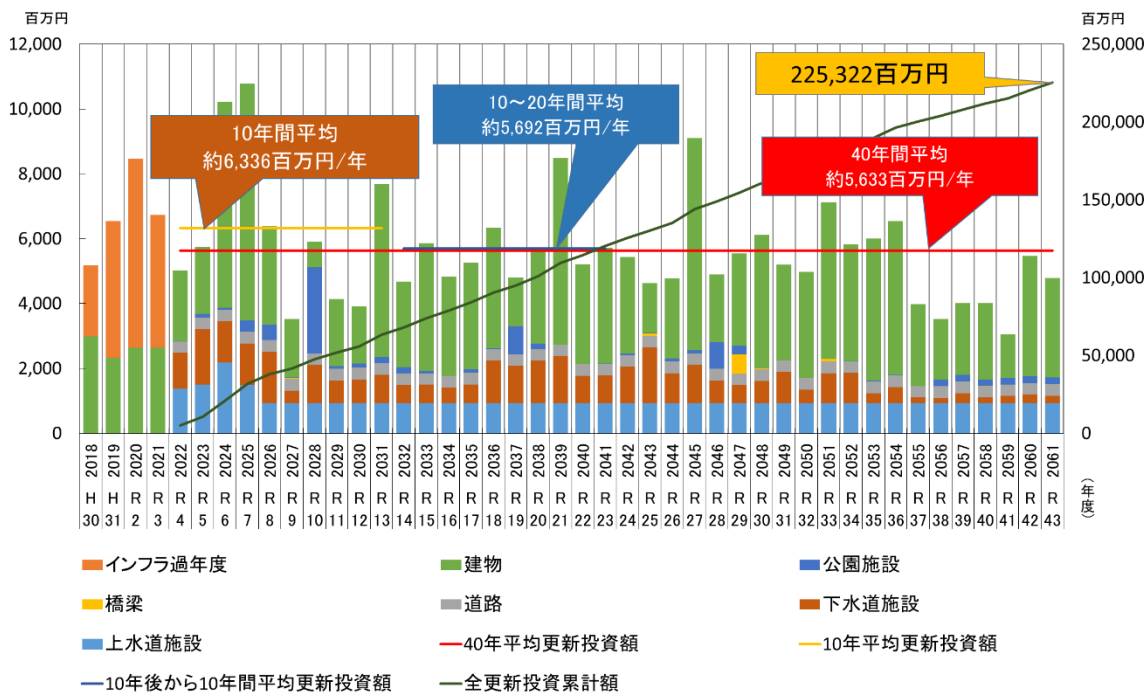
- ※上下水道施設：経営戦略より「事業別年度別投資額」、「中継ポンプ場の改築更新投資額」「最適シナリオと単純改築の比較の最適シナリオ」を適用し、不足する年度は平均値で補完
- ※道路：過年度の更新等費用を参考に、平均値を適用
- ※橋梁：橋梁等長寿命化計画「事業計画一覧表」より更新等費用を適用
- ※公園：公園施設長寿命化計画より更新等費用を適用

5 - 1. 公共施設（全体）に係る更新等費用の試算（単純更新の場合）

3-1、4-1 の試算結果を合算した建築物、インフラ施設を含めた公共施設全体について、単純更新を行った場合の今後 40 年間の更新等費用を試算すると下図のようになり、40 年間で約 2,253 億円の更新等費用が必要になります。

また、40 年間の平均更新等費用額は、年間約 56 億円が必要です。今後 10 年間の平均で年間約 63 億円、今後 10 年から 20 年の 10 年間平均で年間約 57 億円が必要になります。

図表IV- 5 公共施設全体更新投試算結果（単純更新）

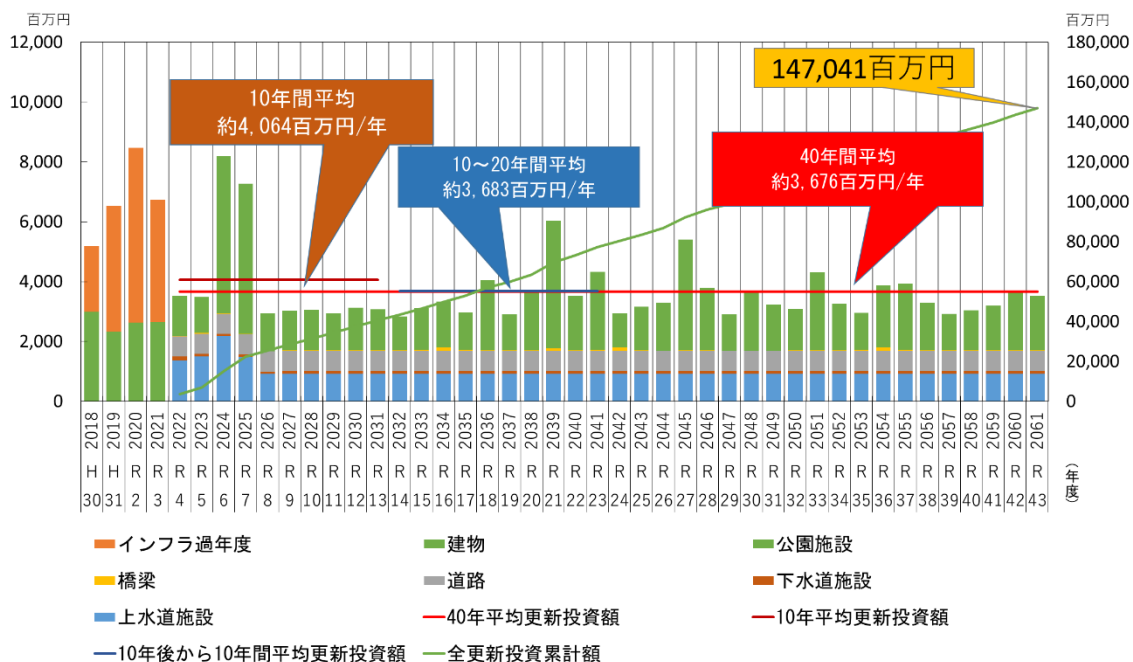


5 - 2. 公共施設（全体）に係る更新等費用の試算（長寿命化の場合）

3-2、4-2の試算結果を合算した建築物、インフラ施設を含めた公共施設全体について、長寿命化を行った場合の今後40年間の更新等費用を試算すると下図のようになり、40年間で約1,470億円の更新等費用が必要になります。

また、40年間の平均更新等費用額は、年間約37億円必要です。今後10年間の平均で年間約41億円、今後10年から20年の10年間平均で年間約37億円必要になります。

図表IV-6 公共施設全体更新投資試算結果（長寿命化）



5 - 3. 長寿命化の効果検証

3-1～4-2で試算した40年間の更新等費用を、単純更新の場合と長寿命化を行った場合と比較した結果は下表のとおりです。

公共施設（建築物）は、長寿命化した場合、単純更新の場合と比べて40年間で約575億円の更新等費用が削減できる試算となります。

公共施設（インフラ）は、長寿命化した場合、単純更新の場合と比べて40年間で約208億円の更新等費用が削減できる試算となります。

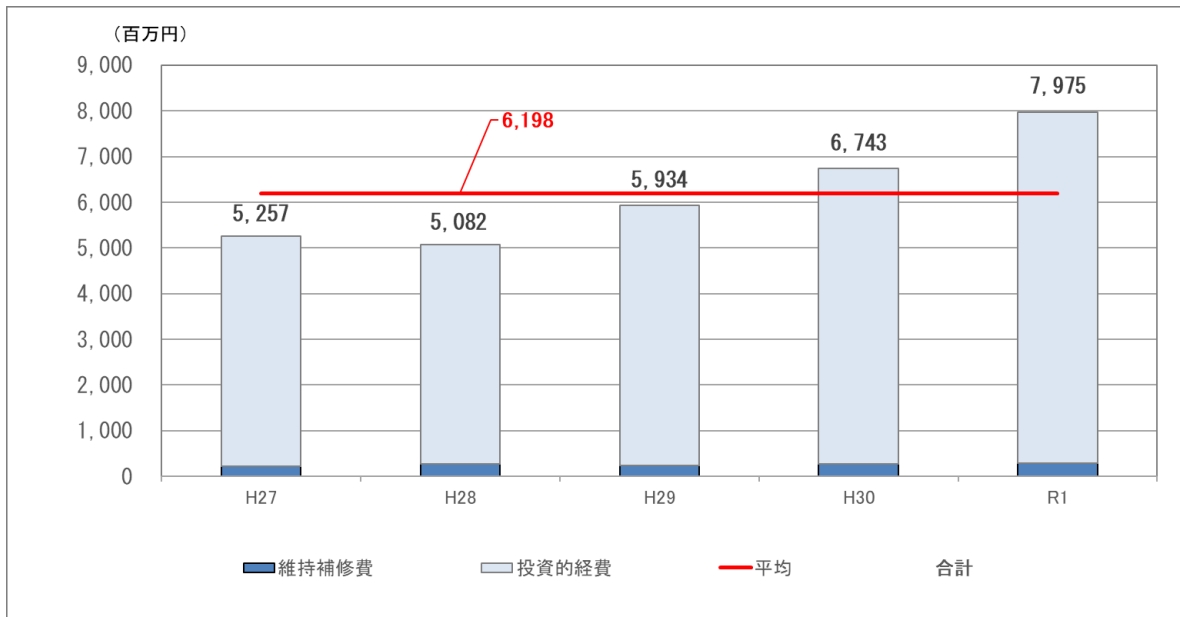
公共施設全体では、長寿命化した場合、40年間で約783億円の削減が出来る試算となります。

項目	40年間の更新等費用（百万円）		
	単純更新の場合(A)	長寿命化の場合(B)	差額(B-A)
公共施設（建築物）	129,606	72,116	△57,490
公共施設（インフラ）	95,716	74,925	△20,791
公共施設全体	225,322	147,041	△78,281

6. 充当可能な財源の見込みとの比較

本市の普通会計の過去5年間の投資的経費及び維持補修費は、平均62億円/年です。

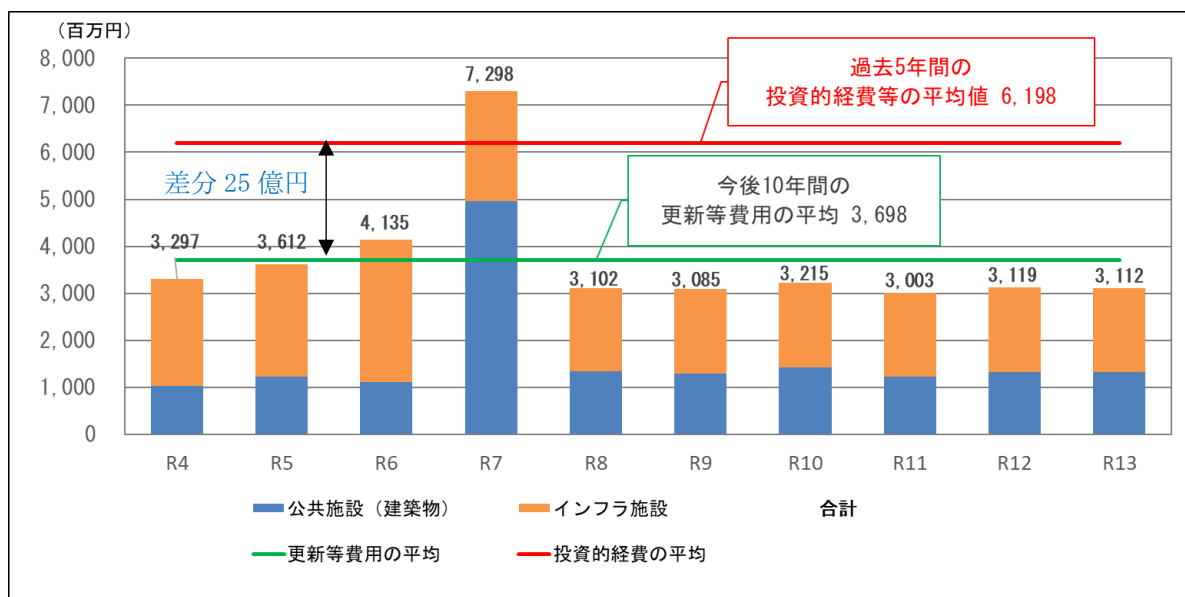
図表IV-7 過去5年間の投資的経費及び維持補修費



一方で、5-2で試算した公共施設等の今後10年間の更新等費用は平均37億円/年であり、過去5年間の投資的経費等に納まっています。

令和7年度(2025年度)は一時的に過去5年間の投資的経費等を超過しますが、今後も公共施設整備基金等への積立てに努めることにより、公共施設等の維持管理に関する更新等費用の財源が確保できるものと考えられます。

図表IV-8 過去5年間の投資的経費等と更新等費用の比較



V. 課題の整理と基本的な方向性

1. 市勢概要等からみた公共施設に関する課題

(1) 市街地形成の特徴を踏まえた公共施設のあり方

①現状

- 本市は、西側から東側に向かって高くなる段丘状の地形をしています。また、普天間飛行場があるため、市街地は普天間飛行場を中心としたドーナツ型の市街地を形成しています。
- そのため、道路網及び公共交通のバス路線も基本的に南北方向を結ぶ経路となっており市内の移動の利便性が低い状況です。

②課題

- 主に地区住民が利用する施設と市民の利用が想定される施設とを区分し、それぞれの特性に合わせた公共施設の集約、統廃合の検討が必要です。
- 公共施設の集約、統廃合を検討する際に地形的な条件を踏まえた利用者の利便性を考慮する必要があります。

(2) 少子高齢化と将来的な人口減少を踏まえた公共施設のあり方

①現状

- 本市は、現在も人口増加が続いていますが少子高齢化の傾向は進んでおり、生産年齢人口の割合も減少しています。
- 将来人口推計では、約10年後の令和7年(2025年)に総人口95,473人となりピークを迎え、それ以降は減少し約20年後の令和17年(2035年)に総人口94,532人と平成27年(2015年)の総人口94,440人と同程度の人口になり、45年後の令和42年(2060年)には総人口が85,000人を下回り、平成27年(2015年)の人口と比べ約12%人口が減少します。

②課題

- 当面は、人口数の減少はそれほど多くないですが、少子高齢化が進み生産年齢人口が少なくなると税収減少など財政面への影響が懸念されます。
- 将来的に少子化に伴う学校施設の余剰の発生、地域住民の高齢化に伴うコミュニティ活動の低下の可能性などが考えられ、人口構成の変化に伴う市民ニーズの変化に対応した公共施設サービスを検討する必要があります。

(3) 基地返還を見据え、厳しい財政を踏まえた公共施設のあり方

①現状

- ここ数年、歳入・歳出ともに増加しており、特に平成25年(2013年)以降の沖縄振興特別推進市町村交付金(一括交付金)、平成29年(2017年)以降の国庫支出金の影響を受け歳入、歳出額が増加しています。
- 歳入に占める依存財源の割合が高く、地方交付税の縮減・見直しなどもあり自主財源の確保が必要です。
- また、平成25年(2013年)以降、基地返還に伴う準備として軍用地取得による普通建設事業費や起債の発行が増加しています。今後、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の開発に要する費用の発生、将来的には、普天間飛行場の跡地開発の費用の発生などの本市特有の状況

を踏まえると財政的には非常に厳しい状況にあります。

②課題

- 沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）は、期限が決まった交付金であり、将来的に財源確保が問題となります。
- 現在、基金等で財源を確保しつつありますが、基地跡地開発など将来に大きな財政負担が発生することが明白であり、それに向けた公共施設に係るコスト縮減や合理化を検討する必要があります。
- 社会経済状況の激しい変化に対応するため、インフラ分野においてもDXを活用し、市民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、文化・風土や働き方を変革し、全庁横断的にアセット・マネジメントに取り組む必要があります。

2. 公共施設全体の状況からみた課題

(1) 建築物

①現状

- 本計画の策定時点では、本市の公共施設（建築物）が約 22.7 万㎡であり、市民 1 人当たり 2.35 ㎡/人となっています。全国の市町村平均 3.65 ㎡/人と比べると低い数値になっています。また、県内他市及び近隣自治体と比べても施設保有量は少ないといえます。とはいえ、財政構造の弾力性を表す指標（P11（4）参照）において、適当とされている 80%以内を超えており、施設等の更新に充てる余裕の少ない厳しい財政状況となっています。
- 計画策定後では、新たに運動場、幼稚園、小学校、学校給食センター、児童センターなどが整備された一方で、勤労者体育センター、勤労青少年ホームなどが廃止され、本市の建築物の総面積は約 22.0 万㎡であり、策定時点と比べて約 0.7 万㎡減少しています。
- 過去の整備状況を見ると、大きな整備ピークはないものの昭和 60 年度（1985 年度）、平成に入ってから約 15 年間、そして平成 19 年度（2007 年度）以降に整備のピークが分散しています。
- 施設面積のうち約 60%が学校教育施設、次いで公営住宅が約 13%と他都市と同様な構成となっています。
- 築年別で見ると面積の大きい学校教育系施設は、築 10 年未満が多いものの 10 年スパン程度で見ると概ね平準化して整備されてきています。大型施設である市民文化系施設や社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設は、築 20 年以上が多くを占めています。

②課題

- 市民 1 人当たりの公共施設面積は小さいものの施設用途毎の整備時期に偏りがあり、改修や更新の際に留意が必要です。
- 市民文化系施設や社会教育系施設、行政系施設など大型施設の劣化・老朽化が懸念されており、対応が必要と考えられます。
- 子育て支援施設や保健・福祉施設は、今後も需要があることが想定されます。そのため、築後 20 年から 29 年の多くの施設は、劣化・老朽化等への対策を検討する必要があります。

(2) 道路

①現状

- 総整備面積は約 114 万㎡であり、整備が多い時期は、昭和 59 年度（1984 年度）から約 10 年間、また平成 10 年代前半に整備量が集中しています。また、基地返還に伴う新規整備が将来的に予想されます。

②課題

- 道路は市民生活を支える基盤であり、適切な維持管理が必要です。事後保全型の維持管理ではなく、利用需要に応じた路線別の優先順位を検討し、予防保全型の維持管理を検討する必要があります。
- 現況道路（市道）の狭隘な箇所、側溝未整備箇所の改良、舗装の破損が激しい路線の補修の対策をする必要があります。

(3) 橋梁

①現状

○市が管理している橋梁は 12 本あり、総整備面積は、5,407 m²となっています。平成 27 年度(2015 年度)に、市道大山 7 号(愛称：ハルヨイ橋)が整備されています。

②課題

○策定済みである橋梁長寿命化修繕計画に基づく適切な維持管理を進めるため、調査をもとに必要な度合いに応じて、修繕・改良を施すことによって、施設のライフサイクルコストの平準化を図る必要があります。

(4) 上水道

①現状

○計画年度の令和 10 年度(2028 年度)までに法定耐用年数(40 年)を超過する管路が多く発生します。管路の埋設されている土質状況、継ぎ手の種類等の使用条件に応じ、実際の使用可能年数(更新時期)を見極め、計画的な更新計画を実施する必要があります。

○水道事業経営戦略によると令和 10 年度(2028 年度)で 105,382 人、一日最大給水量は 40,659m³/日となり、開発計画、給水量増加に対応した施設計画が必要となります。

○管路経年化率、管路更新率、管路耐震化率は、全国平均値と同水準となっています。

○経常収支比率、料金回収率は平成 25 年度(2013 年度)以降 100%を超えており、全国平均値とほぼ同水準となっています。

○平成 29 年度(2017 年度)の有形固定資産減価償却率は約 47%であり、全国平均値とほぼ同水準となっていますが、今後、将来の施設更新の必要性を把握する必要があります。

○令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から宜野湾市上下水道事業包括業務委託が開始され、今後は効率的で効果的な上下水道事業の推進が期待されます。

②課題

○既存施設の耐震化が十分でない施設もあることや、配水管路について給水区域間のバックアップ機能向上のための対策や、配水池の増強が必要な状況です。

○今後、法定耐用年数が超過する管路が多くなるため、計画的な施設の更新計画が必要です。

(5) 下水道

①現状

○管渠延長が約 271kmあり、汚水管渠延長約 236 km、雨水管渠延長約 35 kmとなっています。

○汚水幹線・枝線の一番古い管渠で整備から 50 年以上が経過していて、長寿命化対策も順次進めています。

○下水道機能を妨げる不明水について早急な対応が必要となっています。

○我如古中継ポンプ場など、老朽化したポンプ場施設や管渠施設は、平成 21 年度(2009 年度)から改築更新事業に着手し取り組んでいます。

○中継ポンプ場、マンホールポンプは機械設備が多く導入されており、定期的な点検及び機器等の取替え・修繕が必要であるため、維持管理費用が膨大となっています。

○整備率の上昇に伴い、水洗化率も上昇していますが、全国平均値に比べて低い状況です。

○水洗化率の増加に伴い、下水道使用料収入も会計方式の見直しの影響を除くと微増収傾向にありますが、経費回収率については平成 29 年度(2017 年度)で 71%となっています。

②課題

- 更新には多額の費用と期間が必要であるため計画的に修繕を行っていく必要があります。
- マンホール等については、防災上の観点からも適切な点検・診断を実施し計画的に更新をしていく必要があります。
- 令和 17 年度（2035 年度）までには、行政区域内の全ての地域において下水道を使用できるように整備を進めていく必要があります。
- 使用料単価が安ければ、下水道サービスをより安価に提供できることとなりますが、下水道事業の健全な経営を目指すため、県内市町村の今後の動向も考慮しながら使用料単価の見直しも考慮していく必要があります。

（6）公園

①現状

- 公園の総整備面積は、約 386,000 ㎡となっています。平成 10 年度（1998 年度）が整備のピークとなりますが、これは、宜野湾海浜公園の整備によるものです。
- 基地返還に伴う新規整備が将来的に予想されます。

②課題

- 市内都市公園のトイレや園内入口等、バリアフリーに対応する必要があります。
- 公園については、東屋などが多く、総量の削減などが難しいため、計画的な修繕による、施設の長寿命化を実施することが重要となります。
- 収入を確保することが難しいため、支出面での抑制を図るための取組や広告を取り入れるなど、新たな財源確保を検討する必要があります。

（7）倉浜衛生施設組合

①現状

- 倉浜衛生施設組合として、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等を所有しています。整備費用の高額なごみ処理施設は近年整備しました。
- 令和 4 年度（2022 年度）には、し尿処理施設の更新が完了し稼働を開始する予定となっています。

②課題

- 既存の施設の適切な維持管理について継続して検討する必要があります。また、組合施設の適切な管理のための中長期保全計画の策定など、計画的な施設管理のための準備を検討する必要があります。
- し尿処理施設の更新に伴い、敷地のおよそ 2/3 が空地となるため、跡地の活用方法の検討が必要です。

3. 施設用途別（建築物）の課題と管理に関する基本的な方針

（1）市民文化系施設

①現状

<集会施設>

建物状況	○「真栄原地区学習等供用施設」、「普天間3区地区学習等供用施設」「宜野湾地区学習等供用施設」は新耐震基準以前（昭和56年（1981年））の建物であり、耐震強度に問題があるとともに、老朽化が進んでいます。また、バリアフリーの対策も十分ではありません。
利用状況	○平成23年度（2011年度）に対する平成26年度（2014年度）の利用者数は、南地区以外は増加しています。 ○各地区とも施設面積1㎡当たり利用状況は、ほぼ同様と考えられます。 ○令和元年度の諸室の利用状況を見るとどの施設も集会室の利用は多く、学習室、調理室の利用が少ない状況になっています。
その他	○集会施設として学習等供用施設が各地区に分散して15施設あります。施設の管理は、各地域の自治会が指定管理者として管理しています。 ○新設施設として、東地区に「中原地区学習等供用施設」（令和4年度（2022年度）完成）、「普天間交流施設」（令和7年度（2025年度）完成予定）が整備されます。また、令和4年度（2022年度）に「新城地区学習等供用施設」（北地区）が建設される予定です。

<文化施設>

建物状況	○「宜野湾市民会館」は、昭和57年（1982年）に建設され築後39年が経っています。建物全体の老朽化が進んでおり、屋根の防水工事、屋上防水改修工事、外壁塗装改修工事、エレベーター改修工事を実施しています。 ○「宜野湾市民会館・宜野湾市立中央公民館」は、複合施設となっており、各施設の法的位置づけも異なるため、運営面においても相違があります。 ○「宜野湾市民会館・宜野湾市立中央公民館」の空調設備は、交換部品が既に製造中止等のため修理が困難な状況となっていました。令和4年度に改修工事の設計を実施する予定です。
利用状況	○「宜野湾市民会館」の平成26年度（2014年度）の利用者数は71,070人となり、毎年同程度の利用があります。 ○「市庁舎」の会議室や研修スペースが不足しており、市職員研修や会議等での「宜野湾市立中央公民館」の利用が増加しています。 ○「宜野湾市民会館・宜野湾市立中央公民館」は、社会教育関係団体等の事務所として目的外使用があります。
その他	○文化施設は北地区に「宜野湾市民会館」が1施設あり「宜野湾市立中央公民館」等との複合施設となっています。 ○「宜野湾市民会館」と「宜野湾市立中央公民館」は、出入口の共有や市民会館ロビーは施設利用者の通路となってしまうため、「宜野湾市民会館」と「宜野湾市立中央公民館」どちらも事業実施や運営に支障をきたした状況となっています。

②課題

<集会施設>

- 各地域に整備された地域コミュニティ（自治会）の活動拠点となっているため、安全に利用できる必要があります。新規施設整備や老朽施設の建替整備も始まっていますが、老朽施設の計画的な建替、修繕、長寿命化対応を検討する必要があります。
- 各地域に整備された地域コミュニティ（自治会）の活動拠点となっているため、計画的な建替、修繕、長寿命化対応を検討する必要があります。
- 学習等供用施設・自治会事務所は、地域のコミュニティの場として一定程度の利用がありますが、施設の存在やサービスの内容を知られていないため、一部の方の利用に偏っていると考えられます。今後、施設のあり方を検討していく必要があります。

<文化施設>

- 一定の利用が確保されている施設であるため、適切に利用できるように施設の修繕や改修、長寿命化対応を検討する必要があります。「市民会館保全計画」に基づいて、必要且つ効率的な修繕・改修計画を決定していく必要があります。
- 老若男女問わず市民に使用される施設ですが、バリアフリー対応が不十分であるため対策が必要です。
- 市民が利用する施設であるため、市役所業務での利用、目的外使用について整理を行い、適切な施設利用のルールづくりや市庁舎の改修に合わせた会議スペースの確保、社会教育関係団体が利用している部分の他施設への移転など、総合的な対応を検討する必要があります。

③管理に関する基本的な方針

<集会施設>

<p>計画期間中 (H29～R8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学習等供用施設については、「個別施設計画」に基づき、地域コミュニティの活動拠点として安全に利用できるように計画的な修繕を実施します。 ○適切な維持保全に必要な財源確保の観点から利用料金の導入や空きスペースの賃貸等の導入を検討します。 ○施設の有効活用を検討し、効率的な施設運営を図ります。
<p>将来 (R8～以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○同一自治会区域内にある学習等供用施設と児童センター等は、機能の似た諸室等を備えており、将来的には統合する事も視野に入れた検討を行います。 ○老朽化した学習等供用施設については、長寿命化、建替えのほか、民間施設の活用やPFIなど、民間活力の導入も視野にいれた検討を行います。

<文化施設>

<p>計画期間中 (H29～R8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○宜野湾市民会館は、「市民会館保全計画」及び「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき必要かつ効率的な修繕・改修を進めます。 ○近隣自治体との広域利用による一体的な運用について検討します。 ○魅力あるイベントの提供などによる利用率の向上、展示スペースなどの効率的な利用などの運営を行い、収入の増加を図ります。
<p>将来 (R8～以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○宜野湾市民会館は、基地跡地である市の中心部へ複合施設とすることも視野に入れた検討を行います。 ○効率的な管理運営のため指定管理者制度の導入を検討します。

(2) 社会教育施設

①現状

<図書館>

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ○平成3年度(1991年度)に建設され築後30年が経過し、設備の老朽化に伴う設備機能の低下が生じています。 ○照明器具が古く高い位置にあり、電球の交換が困難であるため、適切な照度が確保されていない状態となっています。 ○建具の老朽化のため、雨漏りが生じています。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者数は、平成27年度(2015年度)の97,194人をピークに平成31年度にかけて減少傾向にあります。なお、令和2年度はコロナ禍のため、利用者数は大きく減少しています。(年間52,165人) ○利用が多く、施設を残してほしいという意見が多いですが、利用時間、施設、サービスに不満を感じている方もいます。 ○平成31年度の利用率を見ると、学習室は、稼働率100%であり常に利用されている状態にありますが、カルチャーホール、展示室の稼働率は2割以下であり、ほとんど利用されていない状況となっています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館は、南地区に「宜野湾市民図書館」が1施設あります。 ○アンケートでは、場所が遠く利用しづらいという意見があります。

<博物館等>

建物状況	○平成11年(1999年)に建設され、築後22年が経っています。
利用状況	○「市立博物館」の平成28年度の利用者数は年間10,000人程度でしたが、平成29年度以降増加しており、平成30~31年度は年間34,000人となっています。なお、令和2年度はコロナ禍のため利用者数は大きく減少しています。(年間8,000人)
コスト状況	○入館料は無料となっています。
その他	○博物館は、西地区に「市立博物館」が1施設あります。

②課題

<図書館>

- 築後30年が経過しており設備改修だけでなく防水や外壁改修等の計画的な修繕の実施を検討する必要があります。
- 施設利用向上のための民間活用を含めた効果的な施設運営の実施や稼働の低い諸室の有効活用を検討する必要があります。
- 図書館が1か所にしかないことから不便を感じているという意見があり、分館等の必要があります。

<博物館等>

- 築後22年経過しており、照明機器など設備の老朽化への対応など計画的な修繕の実施を検討する必要があります。
- 有料化の再計画等、収益確保の方策を検討する必要があります。
- 他の施設との機能統合等を含め、機能の向上を検討する必要があります。
- 文化財等を収容するスペースが不足しています。

③管理に関する基本的な方針

<図書館>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○利用者の少ない諸室については、ニーズの高い諸室に転用するなど効率的な公共建築物運営を目指します。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○建替、他施設への機能移転を見据え、図書館としての単機能ではなく、他の公共建築物と複合化を検討します。 ○効率的な管理運営のため指定管理者制度の導入を検討します。 ○新たな利用方法への対応について、電子書籍の導入も含めて検討します。 ○電子化により規模の縮小が可能となった場合には、ほかの用途の施設を複合化することも検討します。

<博物館>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○適切な維持保全に必要な財源確保の観点から利用料金の導入を検討します。 ○市民に対する広報や周知の取組強化を図ります。 ○「博物館」では、収蔵スペース不足が懸念されるため、新たな収蔵スペースの確保や収蔵方法等を検討します。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○将来的に博物館としての単機能ではなく、他の公共建築物と複合化を検討します。 ○施設の管理については、指定管理者制度の導入を検討します。 ○新たな利用方法への対応として、電子博物館の導入を含めた検討を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①現状

<スポーツ施設>

建物状況	<ul style="list-style-type: none">○「市立体育館」「市立野球場」は、新耐震基準以降（昭和 57 年（1982 年））の建物ですが、築後 30 年以上経過しており、改築や改修費の増大が見込まれます。○「市立グラウンド」は、築後 40 年以上でかつ建物の老朽化と設置備品の老朽化が課題となっています。
利用状況	<ul style="list-style-type: none">○平成 28 年度（2014 年度）に対する令和 2 年度（2020 年度）の利用者数はどの施設も増加しています。
その他	<ul style="list-style-type: none">○スポーツ施設は、西地区のみに 5 施設あります。○「市立体育館」「市立野球場」「投球練習場」「市立グラウンド」「市立多目的運動場」の運営は、指定管理者による運営となっています。

②課題

<スポーツ施設>

- 「市立体育館」「市立野球場」「市立多目的運動場」「市立グラウンド」については、適切な修繕計画を策定し、計画的な改修を実施する必要があります。
- コスト状況から鑑み、利用者負担の見直しを検討する必要があります。
- 市民ニーズを把握し、施設のあり方や施設機能を検討する必要があります。

③管理に関する基本的な方針

<スポーツ施設>

<p>計画期間中 (H29～R8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○施設毎のネーミングライツに加え宜野湾海浜公園などの施設群に対するネーミングライツなど、より効果的なネーミングライツの手法について検討し、維持保全に必要な財源の確保を図ります。 ○「市立グラウンド」は、耐震への対応や老朽化が課題であることから、再整備を検討します。 ○「市立グラウンド」については、より有効的な施設の利活用について検討します。 ○受益者負担の原則に基づく、適正な使用料などの見直しなど収益性を高める取組を検討します。 ○指定管理範囲の再検討を行い、より効果的な民間活用の手法を検討します。
<p>将来 (R8～以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○宜野湾市海浜公園施設等再整備基本構想・基本計画に基づき、MICE のアフターコンベンション機能の拡充、コンベンション・リゾートゾーンにふさわしい景観形成を目指します。

(4) 産業系施設

①現状

建物状況	<ul style="list-style-type: none">○「宜野湾ベイサイド情報センター」は築後 19 年、「産業展示館」は築後 23 年の施設となっています。○「宜野湾ベイサイド情報センター」は鉄骨造であり、暴風雨時は雨漏りが発生します。また、塩害による空調機の老朽化が進んでいます。○「宜野湾市ふるさとハローワーク」は、平成 25 年(2013 年)に市に無償譲渡された施設です。
利用状況	<ul style="list-style-type: none">○「宜野湾ベイサイド情報センター」、「産業展示館」は、指定管理者により運営されています。○「宜野湾ベイサイド情報センター」は、平成 26 年度(2014 年度)の利用者は平成 22 年度(2010 年度)の 3.5 倍以上と増加しています。○「産業展示館」は、利用者減少の傾向にあり、平成 31 年度(2019 年度)の利用者は、平成 28 年度(2016 年度)に比べ 8 割となっています。アンケートによると、施設の存在やサービスの内容を知られていない施設となっているようです。○平成 31 年度(2019 年度)の利用率を見ると「宜野湾ベイサイド情報センター」のカフェスペースは、よく利用されていますが、研修室、プレゼンテーションルームの稼働率は約 70%となっています。○アンケートによると、残すべき施設としては優先度が低い評価です。
その他	<ul style="list-style-type: none">○産業系施設は、西地区に「宜野湾ベイサイド情報センター」「産業展示館」の 2 施設、北地区に「宜野湾市ふるさとハローワーク」が 1 施設あります。

②課題

- 「宜野湾市ふるさとハローワーク」は、プレハブの非恒久施設であるため将来どのような対応とするか検討する必要があります。
- 「宜野湾ベイサイド情報センター」は、利用者の増加により、駐車場が不足しています。
- 「産業展示館」は、ビーチに併設し、利用者が多くいるものの、施設の設置目的の認知度は低く、施設の役割を果たしているとは言えない状況にあるため、設置目的の PR とそれに沿った利用促進の取り組みを検討する必要があります。
- 産業系施設は、残すべき施設としては優先度が低い評価であるため、公共施設としての必要性も含めて検討する必要があります。

③管理に関する基本的な方針

<産業系施設>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none">○「宜野湾ベイサイド情報センター」と「産業展示館」については、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。○「産業展示館」は、補助金適正化法の状況を踏まえ、オンラインショップ・SNSの活用などを含め、地元産業を活性化することを目標とした、運営適正化のための機能強化を検討します。○「宜野湾市ふるさとハローワーク」は、計画的な修繕を実施しながら、他の既存公共建築物との複合等を検討します。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none">○「宜野湾ベイサイド情報センター」はP F I 事業を活用するなど、民間による機能維持・強化を図ります。

(5) 学校教育系施設

①現状

<小学校>

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「志真志小学校」は令和元年度（2019年度）に全面建替されました。 ○築後30年以上の学校は、「大山小学校（校舎）」の1校となっています。 ○学校施設において建設後20年以上経過する中で、内部の床や天井、外部の塗装や屋上防水、配管（ドレン）など経年に伴う機能低下が進み、日常の維持管理・修繕等に対応が困難な状況となっています。 ○学校施設（校舎）において、建設後20年以上経過した施設においては、空調設備を始めとする各種設備が経年に伴う機能低下が進んでいます。 ○建設時期により、バリアフリーに対応していない学校施設があります。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○普天間小学校、普天間第二小学校については、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）にかけて、児童生徒数が微減傾向にあります。西地区は、「はごろも小学校」が整備されたため、1校当たりの児童数が他地区に比べて少なくなっています。 ○様々な障がいにより、学校生活に順応できない児童・生徒が近年増加しているため、これに対応するため特別支援教室の増設を既存施設の改造で対応しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校は、全体で9校あり、東地区1校、西地区3校、南地区3校、北地区2校となっています。

<中学校>

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ○築後30年以上の学校は、「宜野湾中学校（校舎・屋体）」「嘉数中学校（屋体）」「普天間中学校（校舎）」の3校となっています。 ○学校施設において建設後20年以上経過する中で、内部の床や天井、外部の塗装や屋上防水、配管（ドレン）など経年に伴う機能低下が進み、日常の維持管理・修繕等に対応が困難な状況となっています。 ○学校施設（校舎）において、建設後20年以上経過した施設においては、空調設備を始めとする各種設備が経年に伴う機能低下が進んでいます。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾中学校」「普天間中学校」の生徒数は平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）にかけて減少傾向にあります。 ○様々な障がいにより、学校生活に順応できない児童・生徒が近年増加しているため、これに対応するため特別支援教室の増設を既存施設の改造で対応しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校は、全体で4校あり各地域に1校ずつ配置されています。

<幼稚園>

建物状況	○「志真志幼稚園」は平成 29 年度（2017 年度）に建替えられました。
利用状況	○全ての幼稚園について利用者数が減少しており、平成 28 年度と比べて令和 2 年度は平均 6 割程度の利用者数となっています。
その他	○幼稚園は、全体で 9 施設あり、東地区 1 施設、西地区、南地区 3 施設、北地区 2 施設と地区によりばらつきがみられます。

<学校給食センター>

建物状況	○南地区にある「真志喜学校給食センター」と北地区にある「普天間第二学校給食センター」を統合し、平成 28 年度（2016 年度）に「はごろも学校給食センター」を整備しました。
利用状況	○学校給食センターは、市の直営で運営されてきましたが、「宜野湾学校給食センター」は平成 27 年度(2015 年度)から、給食調理業務などが民間委託による運営となっています。西地区の「はごろも学校給食センター」及び「大山学校給食センター」は平成 29 年度(2017 年度)から、民間に委託をしています。
その他	○「大山学校給食センター」は、「大山小学校」との複合施設となっています。

<その他教育施設>

建物状況	○「はごろも学習センター」は、平成 14 年度（2002 年度）に建設され、空調設備の老朽化など、修繕の必要な箇所が出てきています。
利用状況	○「はごろも学習センター」の平成 28 年度（2016 年度）の利用者は 916 人、平成 31 年度（2019 年度）の利用者数は 1,465 人と増加しています。
その他	○その他教育施設は、東地区に 1 施設「はごろも学習センター」があり、「宜野湾市赤道老人福祉センター」との複合施設となっていることから、中規模以上の改修を行う場合は一体的な検討を行います。

②課題

<小学校><中学校>

- 現在の施設を使い続けるための計画的な修繕、大規模改修の実施を検討する必要があります。
- 空調設備を始めとする各種設備においても、機器の更新を計画的に行っていく必要があります。
- バリアフリーに対応していない学校施設では、障がいのある児童・生徒が入学した場合、教室利用等に支障が出ないように、整備する必要があります。
- 屋外照明設備が整備されている学校と未整備の学校があるため、学校開放事業において地域間に不均衡がみられます。
- 特別支援教室の増設について、既存施設のスペースにも限りがあるため、今後の在り方について検討する必要があります。

<幼稚園>

- 幼稚園は利用率が低下していますが、児童保育の需要は増加していると思われるため、認定こども園化も含めたサービスの見直しを検討する必要があります。

<学校給食センター>

- 大山学校給食センターは施設の老朽化に伴い、学校給食衛生管理基準を満たせない状況があります。

<その他教育施設>

- 空調設備等の計画的な修繕を検討する必要があります。
- 学校教育系施設が少ないと感じているにもかかわらず、施設の存在やサービスを知られていないため利用が少なくなっているため、施設利用ニーズに適合した対応を検討する必要があります。
- 「はごろも学習センター」は、「宜野湾市赤道老人福祉センター」との複合施設となっており、改修等を計画する際は、経費削減や利用停止期間を短くするため、一体的な改修を検討する必要があります。

③管理に関する基本的な方針

<小中学校>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校については、「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。 ○10年後に築後40年以上となる校舎及び屋内運動場については、施設の状態に応じ、増改築または大規模改修の実施を検討します。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○教室や体育館を放課後に地域解放するなど、地域との連携をより推進します。 ○学校施設の中で維持管理にコストのかかるプールについては、集約化・屋内化を図り複数の学校での共同利用や民間の温水プール施設の利用を検討します。 ○児童センターや学習等供用施設など、他の公共施設との代替性を調査・研究し、学校施設の稼働率を上げ、有効活用を図ります。

<幼稚園>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が進んでいる公共建築物もあるため、「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。 ○社会的需要に対応するため、認定こども園化を含めて、子育て支援施設の機能を担うサービスの拡充を検討します。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所との連携を図り幼稚園の今後のあり方について検討します。

<給食センター>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○公共建築物の老朽化に伴い、「大山給食センター」については、「はごろも学校給食センター」への統合を図ります。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園への給食提供について検討します。

<その他教育施設>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「はごろも学習センター」は、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○「はごろも学習センター」は、「宜野湾市赤道老人福祉センター」との複合施設となっており、改修等を検討するにあたっては、一体的な工事計画により効率的に実施する事を検討します。
将来 (R8～以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校 ICT 化及び教育相談支援体制の充実を目指します。

(6) 子育て支援施設

①現状

<保育所>

建物状況	○全ての施設は、新耐震基準以降（昭和 57 年（1982 年））の建物となっています。
利用状況	○現在「宜野湾保育所」「うなばら保育所」は、市の直営となっています。 ○「うなばら保育所」「宜野湾保育所」は、利用者が 100 名を超える施設となっています。また、「宜野湾保育所」では、子育て支援広場事業を実施しており、令和 2 年度（2021 年度）で 2,512 人（開館日当たり 11.5 人）が利用しています。 ○「うなばら保育所」は築後 30 年以上が経過し、施設、設備の老朽化が顕著になっています。
その他	○保育所は 2 施設あります。施設配置は、西地区、南地区 1 施設ずつとなります。

<幼児・児童施設>

建物状況	○すべての児童センターが新耐震基準以降（昭和 57 年（1982 年））の建物となっています。 ○築後 30 年以上の「赤道児童センター」「大山児童センター」「新城児童センター」は老朽化が進んでおり計画的な修繕が必要となっています。
利用状況	○平成 29 年度（2017 年度）から平成 31 年度（2020 年度）にかけて、「大山児童センター」「大謝名児童センター」「長田児童館」は利用者数が増加しています。一方で「赤道児童センター」「新城児童センター」「我如古児童センター」の利用者は減少しています。
その他	○幼児・児童施設として、児童センターが 5 施設あり、西地区に 2 施設あり、残りの地区は 1 地区 1 施設、児童館が南地区に 1 施設となっています。 ○アンケートによると、子育て支援施設が少ないと感じている意見があります。

②課題

<保育所>

○「うなばら保育所」は、築後 30 年以上経過しており、現施設では社会的ニーズに対する対応が困難な状況にあります。

<幼児・児童施設>

○「赤道児童センター」、「大山児童センター」、「新城児童センター」について、計画的な修繕を検討する必要があります。

○子育て支援施設が少ないと感じている意見があるので、ニーズに対応した検討が必要です。

③管理に関する基本的な方針

< 保育所 >

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します ○「うなばら保育所」は、施設、設備の老朽化により社会的ニーズを反映した保育経営が困難なことから、近隣のはごろも幼稚園との統合（認定こども園化）に向け検討します。
将来 (R8～以降)	○幼稚園との連携を図り保育所の今後のあり方について検討します。

< 幼児・児童施設 >

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○「児童センター」については効率的な維持管理のため、指定管理者制度の導入を検討します。
将来 (R8～以降)	○将来的には、「赤道児童センター」は、近隣公共建築物である「はごろも学習センター」及び「宜野湾市赤道老人福祉センター」との機能統合を視野に入れた再整備の検討を行います。

(7) 保健・福祉施設

①現状

<高齢福祉施設>

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市赤道老人福祉センター」は築後 30 年以上、「宜野湾市シルバーワークプラザ」は、築後 20 年以上経過しています。 ○「宜野湾市赤道老人福祉センター」は、トイレの老朽化が進んでいます。また、空調機が古く、温度調整が出来ない状況となっています。 ○「宜野湾市赤道老人福祉センター」は福祉避難施設となっています。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市赤道老人福祉センター」、「宜野湾市シルバーワークプラザ」、「宜野湾市伊利原老人福祉センター」は、指定管理者による運営です。 ○平成 28 年度（2016 年度）に対する平成 31 年度（2019 年度）の利用者数は、「宜野湾市伊利原老人福祉センター」で 1.26 倍に増加していますが、「宜野湾市赤道老人福祉センター」、「宜野湾市シルバーワークプラザ」では 0.8 倍～0.9 倍に減少しています。 ○平成 31 年度（2019 年度）の利用率を見ると、「宜野湾市赤道老人福祉センター」では、集会室・教養娯楽室の稼働が高い一方で、生活相談室や機能回復室等の稼働率が低くなっています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○東地区にある「宜野湾市赤道老人福祉センター」は、「はごろも学習センター」との複合施設で、「宜野湾市シルバーワークプラザ」は、「新城児童センター」へ増築された単独施設です。平成 27 年度（2015 年度）、西地区に「宜野湾市伊利原老人センター」が新たに整備されました。

<保健施設>

建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「保健相談センター」は、新耐震基準以降（昭和 57 年（1982 年））の建物ですが、築後 30 年以上経過していて、施設の老朽化が進んでいます。 ○「(仮称)総合保健福祉センター」は令和 7 年度（2025 年度）に竣工の予定です。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて「保健相談センター」の利用者数は年々減少傾向にあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保健施設は南地区に「保健相談センター」があります。 ○南地区に新設される「(仮称)総合保健福祉センター」に、複合施設の一部として移転を予定しています。

②課題

<高齢福祉施設>

- 「宜野湾市赤道老人福祉センター」と「宜野湾市シルバーワークプラザ」は、施設、設備、備品等の劣化・老朽化が課題となっています。
- 「宜野湾市赤道老人福祉センター」は、「はごろも学習センター」との複合施設となっており、改修等を計画する際は、経費削減や利用停止期間を短くするため、一体的な改修を検討する必要があります。

<保健施設>

- 施設設備の老朽化が進んでおり、移転までの間、安全に利用できるよう状態を監視し修繕を検討する必要があります。

③管理に関する基本的な方針

<高齢福祉施設>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○利用者の少ない諸室については、ニーズの高い諸室に転用するなど効率的な施設運営を目指します。 ○「宜野湾市赤道老人福祉センター」は「はごろも学習センター」との複合施設となっており、改修等を検討する際は一体的な工事を行うなど、効率的な実施を検討します。
将来 (R8～以降)	○今後建替えを検討する際には、はごろも学習センターや赤道児童センターとの複合化を検討します。

<保健施設>

計画期間中 (H29～R8)	<ul style="list-style-type: none"> ○「保健相談センター」は、南地区に新設（令和7年度（2025年度）予定）される「(仮称)総合保健福祉センター」に、複合施設の一部として移転を予定しています。移転するまでは、安全確保のための最小限の改修等により公共建築物機能を維持します。 ○「保健相談センター」移転後は、土地活用を図ります。
将来 (R8～以降)	○点検・修繕などを効率化し、安全・安心な施設環境を維持するため、包括的民間管理委託の導入について検討します。

(8) 行政系施設

①現状

<庁舎等>

建物状況	<ul style="list-style-type: none">○「市庁舎」の本館部分については、耐震診断の結果不適合でしたが平成 31 年度～令和 2 年度にかけて（2019 年度～2020 年度）に耐震改修を実施しました。また、「市庁舎」は執務スペースや会議スペースが狭隘な状況であるため、適正なスペース等の確保が必要です。○別館内での電気使用容量が上限に達しています。○「市庁舎」の設備の老朽化が激しく、外壁、内装壁、床の剥離、水漏れの修繕が多くなっています。
その他	○北地区に「市庁舎」及び「上下水道局庁舎」があります。

<消防施設>

建物状況	<ul style="list-style-type: none">○「我如古出張所」は、新耐震基準以前（昭和 56 年（1981 年））の施設でしたが、令和 3 年度（2021 年度）に建替えを行いました。○「消防本部」は築後 30 年以上経過し、老朽化への対応が必要です。○「真志喜出張所」は西海岸に隣接しているため塩害を受けやすく、腐食等により庁舎の老朽化の進行が早くなっています。
その他	○消防庁舎は、東地区以外の西地区、南地区、北地区に 1 施設ずつあります。

②課題

<庁舎等>

- 「市庁舎」は、耐震改修工事を行ったものの依然として執務スペースの不足などの問題を抱えており、早期の対応が必要です。
- 別館については、照明の LED 化や高効率設備への更新などを含め、電気容量の最適化を図る必要があります。

<消防施設>

- 「消防本部」も築後 30 年以上経過し老朽化への対応を検討する必要があります。
- 「消防本部」は感染症対策が不十分な施設です。
- 「消防本部」は女性職員が利用しづらい施設になっています。
- 「消防本部」は消防車両に対して車庫スペースが不足しています。

③管理に関する基本的な方針

<庁舎等>

計画期間中 (H29～R8)	○「宜野湾市公共施設等個別施設計画」に基づく計画的な修繕を実施します。
将来 (R8～以降)	○普天間基地の返還時期に合わせて、配置や規模、関連機関などとの複合化の可能性を検討します。 ○「市庁舎」は多くの市民が利用し、市政の中枢を担う重要な施設のため、劣化状況によっては建替えも含め、今後の市役所の在り方について多角的な検討を要します。

<消防施設>

計画期間中 (H29～R8)	○「真志喜出張所」、「消防本部」については、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。また、「消防本部」については、長寿命化改修工事の実施を検討します。 ○将来の市庁舎整備にあたっては、多額の費用が必要となるため、市庁舎建設基金の設置を検討するなど、計画的な費用積立を検討します。
将来 (R8～以降)	○広域化・地域間連携について検討を行っていきます。

(9) 公営住宅

①現状

建物状況	○「伊原市営住宅」のE～G棟は、おおむね築後30年以上経過しています。
利用状況	○入居者の年齢を見ると伊原市営住宅では「60代以上」が約6割と、愛知県営住宅と比べてやや高くなっています。 ○平均入居倍率は非常に高い状況にあります。
その他	○市営住宅は、東地区に1団地、西地区に1団地あります。 ○市営住宅の他には、県営住宅4団地、公社賃貸住宅1団地があります。

②課題

○老朽化した市営住宅の計画的な維持・修繕等を図っていく必要があります。

③管理に関する基本的な方針

<公営住宅>

計画期間中 (H29～R8)	○「宜野湾市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○低炭素社会の構築に資するよう、建物外装の遮熱性の向上や省エネ型設備の活用等により環境負荷を抑えていくとともに、住宅解体時・建設時に発生する廃棄物の抑制・リサイクルの推進を図ります。
将来 (R8～以降)	○住戸内・屋外環境について、バリアフリーを基本にした整備を行います。 ○団地の規模、地域の現状(人口・世帯構造等)を踏まえた住戸タイプの供給(型別供給等)を行います。 ○長期間利用に耐えうる耐震性を備えた構造体にしていくとともに、躯体の耐久性と間取りの可変性を備えた長寿命建築物(スケルトンインフィル)としての整備を図ります。 ○点検・修繕などを効率化し、安全・安心な施設環境を維持するため、包括的民間管理委託の導入について検討します。

(10) その他

①現状

<p>建物状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ビーチハウス」、「宜野湾海浜公園屋外劇場」は、海岸に隣接した立地となっています。 ○「宜野湾海浜公園屋外劇場」は、令和3年度に解体し建替を予定しています。 ○「宜野湾海浜公園管理棟」は、海岸に隣接した立地であることもあり劣化・老朽化に対する対応が必要です。 ○「文化課プレハブ」は発掘調査により出土した文化財等を記録・整理・保管するための事務所兼倉庫です。
<p>利用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾市海浜公園管理棟」、「ビーチハウス」、「宜野湾海浜公園屋外劇場」、及び「いこいの市民パーク管理事務所」は、指定管理者による運営になっています。 ○平成28年度(2016年度)から平成31年度(2019年度)にかけて、「宜野湾マリン支援センター」は、利用者数が減少傾向にありますが、「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」、「いこいの市民パーク」は増加傾向にあります。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○西地区に「宜野湾マリン支援センター」「ビーチハウス」「宜野湾海浜公園屋外劇場」「宜野湾漁港公衆用トイレ」の4施設、南地区に「人材育成交流センターめぶき」「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」「いこいの市民パーク管理事務所」「比屋良川公園 管理棟」の4施設、北地区に「宜野湾海浜公園管理棟」、「環境対策課プレハブ倉庫」「文化課プレハブ」の倉庫等の施設が3施設あります。 ○アンケートによると、「人材育成交流センターめぶき」「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」は、施設の存在やサービスをあまり知られていない施設となっています。

②課題

- 「ビーチハウス」は、劣化・老朽化への対応を検討する必要があります。
- 「人材育成交流センターめぶき」「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」については、諸室の稼働が低く、施設の存在やサービスをあまり知られていない施設となっているため、利用者を増加させる方策などを検討する必要があります。
- 「宜野湾海浜公園管理棟」は、海岸に隣接した立地であることもあり計画的、定期的な劣化・老朽化に対する対応を検討する必要があります。
- 「宜野湾海浜公園管理棟」は、遊休施設になっています。
- 「文化課プレハブ」は文化財等を収容するスペースが不足しています。

③管理に関する基本的な方針

<その他>

<p>計画期間中 (H29～R8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「宜野湾マリン支援センター」は、「宜野湾マリン支援センター民営化基本方針」に則り、民営化に向けた手続き等を進めます。 ○宜野湾海浜公園内に立地する「ビーチハウス」は、劣化・老朽化が進んでいるため、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○「人材育成交流センターめぶき」については、利用者の少ない諸室についてニーズの高い諸室に転用するなど効率的な公共建築物運営を目指します。 ○「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」については、今後の利用状況を確認しながら、必要に応じて利用の少ない諸室の有効利用、利用者増に向けた公共建築物運営を目指します。 ○「宜野湾漁港 公衆用トイレ」「いこいの市民パーク管理事務所」「環境対策課プレハブ倉庫」「文化課プレハブ倉庫」については、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 ○「宜野湾海浜公園管理棟」は遊休施設になっているため、行政事務機能の一部移転を図るなど、有効活用を検討します。 ○「文化課プレハブ」は収蔵スペース不足が懸念されるため、新たな収蔵スペースの確保や収蔵方法等を検討する必要があります。
<p>将来 (R8～以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○めぶき、ふくふくの指定管理者制度の導入の検討、包括的民間委託を検討します。

VI. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方

各個別施設計画で試算した更新等費用の合算と、過去5年間の投資的経費の比較によると、今後も公共施設整備基金等への積立てに努めることにより、公共施設等の維持管理に関する更新等費用の財源が確保できるものと考えられます。

しかしながら、市の財政状況は厳しい状態であることから、財政負担を軽減するため、将来人口推計や財政事情を踏まえ、公共建築物の保有量を抑制し、公共建築物の保有量の適正化に取り組むことが重要です。さらには、今後の基地跡地にかかわる基盤整備や必要な公共施設整備が発生することも避けられないため、将来の財政状況は一層厳しさを増すことが予想されます。既に公営住宅や学校教育施設の建替など施設更新が始まっており、塩害等による施設の劣化が進んでいる施設も出てきています。

今後も公共施設を安全・安心して利用できる環境を維持するため、問題が発生してから対処する「事後保全」による維持管理から、問題が起きる前に予防的に対処する「予防保全」に切り替え、適切な維持管理に取り組むと共に、施設の長寿命化を推進することが重要となります。

以上を踏まえ、本市の公共施設等の管理に関する基本方針として以下の4つをかかげます。

基本方針1 公共建築物保有量の適正化

⇒ 将来人口推計や財政事情等を踏まえ公共建築物の保有量を抑制します。

基本方針2 長寿命化の推進

⇒ 安全性・快適性を確保しつつ長寿命化し、だれにでも使いやすい施設環境を整備します。

基本方針3 維持管理費用の縮減

⇒ 維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します。

基本方針4 効率的・効果的な利活用の推進

⇒ 地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に、賢く利活用します。

2. 計画期間及び目標

(1) 計画期間

公共施設等総合管理計画では、10年以上の計画期間の設定が必要となります。宜野湾市では、現時点で施設整備や増改築を含む修繕等が今後10年以内に複数存在すること、試算上、公共建築物の未実施の大規模修繕があり、これらの施設の今後10年以内に発生すると考えられることなどを踏まえ、現在の予定されている計画の見直しや沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）を活用した更新等費用抑制のための事業の展開を見据え、計画期間を10年(平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度))とします。

(2) 目標

各個別施設計画によって試算された施設を長寿命化した場合の更新等費用は、過去5年間の投資的経費等に納まっており、今後も公共施設整備基金等への積立てに努めることにより、公共施設等の維持管理に関する投資的経費の財源が確保できるものと考えられることから、施設保有量の縮減に関する目標値は設定しない事とします。

しかしながら、本市の厳しい財政状況においては市全体の財政負担を軽減することが重要であることから、今後も施設保有量の適正化に取り組むと共に、今ある施設を安全・安心して利用し続けられるよう、より一層の適切な維持管理に取り組むと共に、施設を可能な限り長く活用するため、長寿命化を推進することを目標とします。

3. 基本方針

(1) 基本方針1 公共建築物保有量の適正化

将来人口推計や財政事情等を踏まえ公共建築物の保有量を抑制します。

公共施設等のあり方や必要性について、今後の人口減少・少子高齢化、基地跡地の整備を踏まえた財政状況を考えると公共建築物の保有量を抑制する必要性があり、整備した公共建築物の維持管理に係る費用は、基本的に市の単独費から捻出する必要があります。財政状況が厳しくなることが見えている中で、後年の公共建築物の維持管理コストを確保することは困難であると言えます。

そのため、公共建築物については、将来人口推計や市民ニーズ等を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設の複合化・多機能化を図るなど、公共建築物に係る整備や維持管理のコスト削減を図ります。

今後、老朽化した施設の廃止や機能が重複する施設の統廃合を推進し、現在総合計画等で位置付けられた公共建築物を除き、原則※、新規整備は行わず、現在保有している公共建築物と整備計画のある公共建築物の面積を保有上限とします。

※新たな行政ニーズなどより、新規整備が必要とされる場合には以下の点などについて、慎重な審議を行った上で新規整備について決定するものとします。

- ア 今後の人口減少、少子高齢化、基地跡地の整備を踏まえた上での新規整備の必要性。
- イ 新規整備費及びライフサイクルコストを算出し、本市の財政シミュレーション上、維持可能であるか。
- ウ 既存施設への複合化などの検討。

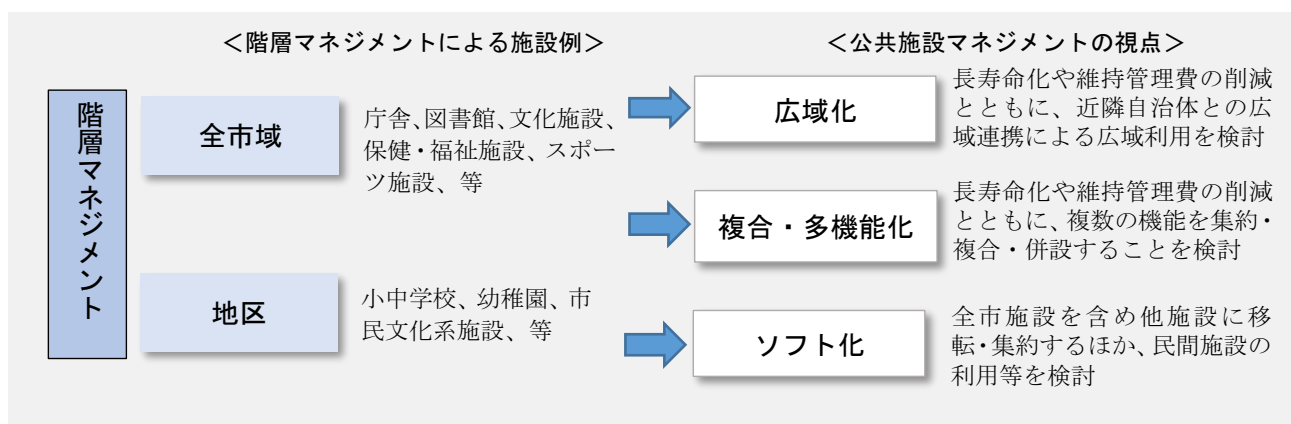
個別方針① 統合や廃止の推進方針

【公共建築物】

全市民が利用する施設と主に地区住民（東西南北の各地区）が利用する施設を区分して考える階層マネジメントを適用し、施設の配置状況、利用状況、施設の劣化・老朽度、類似施設の有無等を考慮して総合的に評価した上で、統廃合を検討していきます。

また、施設の統合（集約化・複合化）や廃止を行う場合は、公共施設で提供すべきサービスの必要性の有無含めて検討していきます。

図表VI- 1 階層マネジメントの考え方



個別方針② 施設の複合化・多機能化

【公共建築物】

施設スペースを有効活用するため、施設の稼働状況や利用者の状況を踏まえ、市民に対する公共サービスの向上の観点から、施設の複合化・多機能化を進めます。

個別に存在していた施設が複合化することで、新たな機能連携や新たな公共サービスの提供が行われることでより市民に利用される施設を目指します。

(2) 基本方針2 長寿命化の推進

安全性・快適性を確保しつつ長寿命化し、だれにでも使いやすい施設環境を整備します。

第四次宜野湾市総合計画基本構想・後期基本計画（令和3年4月）では、「地球温暖化対策の推進」は、「基本目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち」に明記されており、地球環境にやさしく災害にも強い安全・安心なまちを目指すとともに、都市機能と自然環境の調和を図り、持続的発展が可能なまちを目指すとしています。

持続的発展が可能なまちづくりの実現においては、既存施設を長期的に利用し、市の財政への負荷、自然環境への負荷を低減していく事が重要となります。

今後、利用状況や必要性を把握した上で使用を継続する必要がある公共建築物は、安全性を確保し長寿命化を図ります。

安全確保が必要な公共建築物において、耐震化されていないものは早急に耐震性を確保していきます。また、公共建築物を効率的に使い続けるため、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減と構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。

耐震化について、対応の優先度を踏まえ計画的な事業実施を行います。また、長寿命化については、予防保全による修繕・改修に合わせて計画的に対応を進めます。

個別方針① 長寿命化の実施方針

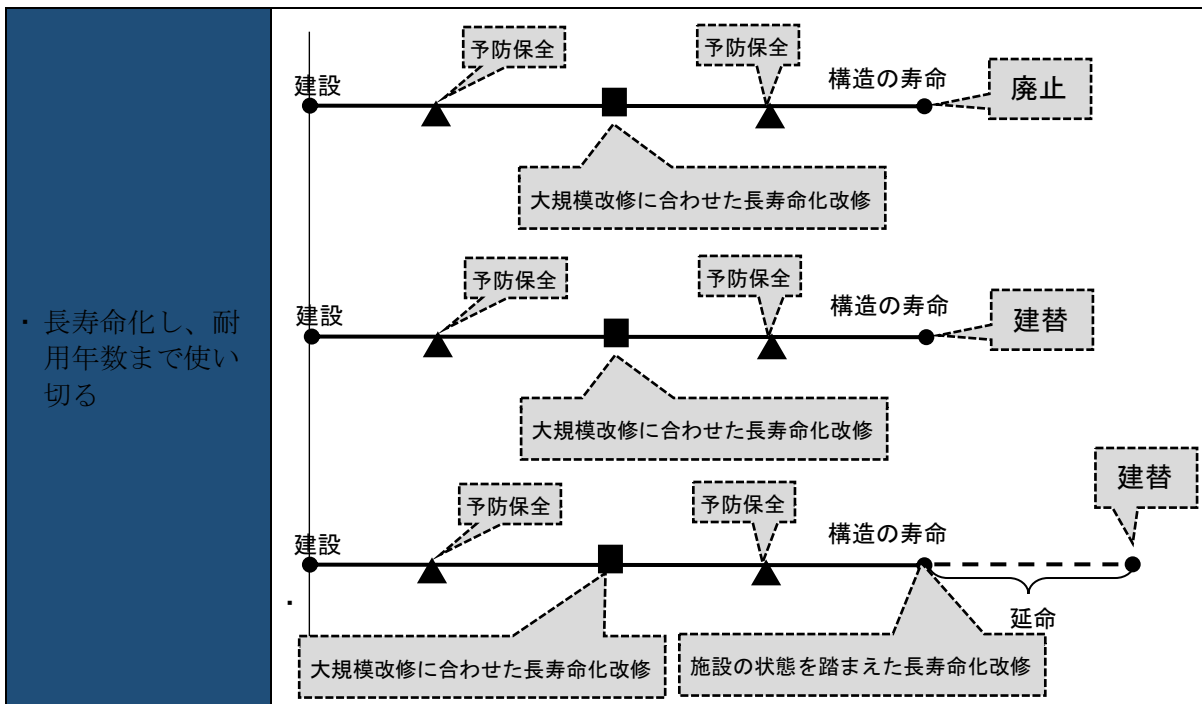
【公共建築物】

今後も活用していく施設は、大規模修繕を含め修繕・改修に合わせた施設の長寿命化を進め、施設の安全性を確保しながら構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。また、施設の状態を把握しながら耐用年数以上の使用を検討していきます。

【インフラ資産】

施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行い、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを削減していきます。

図表VI- 2 長寿命化対策のイメージ



個別方針② 耐震化の実施方針

【公共建築物】

耐震化されていない施設について、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断した上で、老朽化が進んでいるものや小規模のものなどは更新や統廃合を行い、長期的な利用が想定されるものは、耐震性の向上を目指し、早急に耐震化を実施します。

個別方針③ ユニバーサルデザイン化の推進方針

【公共建築物、インフラ資産】

関係法令等におけるまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

原則、施設等の更新時に加え、長寿命化に係る改修や、大規模改修などに合わせて、バリアフリーへの対応やユニバーサルデザインの導入を行うこととしますが、利用者からのニーズや、影響する範囲なども総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修を検討し、速やかな対応に努めます。

個別方針④ 低炭素化の推進方針

【公共建築物】

建築物の建設から解体までを通して、公共施設が発生させる二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化を抑制する事を目的に低炭素化を推進します。

公共施設の新築時や改修時には、太陽光発電設備や蓄電池の導入による再生可能エネルギーの導入や、建築設備に頼らないパッシブデザイン¹の導入や、建物の外皮性能²を向上させるなど、施設の冷暖房負荷を減らし、エネルギー消費量を抑制することを検討します。

建築物は建設時にも多くの CO2 を排出しているため、建替える頻度を減らし、建物の長寿命化等により長期間にわたって運用する事で二酸化炭素排出量の削減に努めます。

¹ パッシブデザイン：建物をとりまく自然や環境がもっているエネルギー（日射・気温・風・雨水・地熱など）を上手に利用できるように建物を設計すること

² 外皮性能：建物の内部と外部を隔てる境界部分、建物の外周に関する性能のこと（ここでは、主に断熱・気密性能のこと）

(3) 基本方針3 維持管理費用の縮減

維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します。

将来的な基地跡地等の財政負担を踏まえ、中長期的な視点での財政負担の軽減・平準化を図るため、適正かつ効率的な維持管理により維持管理費の縮減を図ります。

公共建築物については、これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検と安全確保のための対策を推進します。

また、公共建築物全体を総合的に捉えた保全計画の策定や計画に合わせた包括的な工事発注等により、ライフサイクルコストの削減や財政負担の平準化を図ります。

インフラ資産については、市民生活や社会経済活動などへの影響が大きく、基地跡地については、今後新規整備も必要なことから、保有量を縮減していくことは難しい状況です。そのため、既整備部分は、不具合時のリスクが大きい箇所へ優先投資を行い、リスクが小さい箇所は優先順位を下げるなど効率的な管理を目指すリスクベースドメンテナンス³の考え方を取り入れます。

個別方針① 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共建築物】

<予防保全型維持管理>

施設に係るデータベースを整備し、維持管理・修繕・更新等の履歴を蓄積して分析するとともに中長期保全計画を策定し、予防保全型維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの削減・平準化を図ります。

データベースに基づく中長期保全計画と公会計を活用した管理会計データを活用し、財政と連動した予防保全型維持管理を行うことを目指します。

設備等の更新に関しても、計画的な更新に留意するとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備の導入により、ライフサイクルコストの軽減につながる対策を図ります。

<包括的な維持管理や民間活力の導入>

複数の施設に包括的な民間活力を導入し、修繕・改修等の整備費や維持管理費等の抑制や平準化を検討します。

【インフラ資産】

<リスクベースドメンテナンス>

インフラ資産については、リスクベース・メンテナンスの考え方を取り入れ、道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラの種類毎に、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的な被害の大きさなどから管理対象を区分した上で、随時、劣化状況等を把握しながら、効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

³ リスクベースドメンテナンス：保全計画および検査計画の立案プロセスにリスク評価を取り入れ、リスクの高低によって作業を優先順位付けし、計画化する手法

個別方針② 点検・診断等の実施方針

【公共建築物】

学校、図書館などの不特定多数の人が利用する特殊建築物等については法定点検（※建築基準法第12条第3項の定期点検）の実施と結果の活用、それ以外の施設については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に施設の点検・診断を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

※建築基準法第12条第3項の定期点検

建築物の敷地及び構造、建築設備（昇降機を含む）について、損傷、腐食等の劣化状況の点検が義務付けられています。〈例：鉄筋コンクリート亀裂、鉄骨の腐食、外装材の浮き、エレベーターの動作不良、給水管の著しい腐食、非常用照明の点灯不良 等〉

【インフラ資産】

インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

個別方針③ 安全確保の実施方針

【公共建築物】

施設管理者による自主点検を実施できる仕組みの構築や法定点検の適正な実施を進めます。

また、不特定多数が利用する施設、地区の拠点となる施設など、安全性の確保が必要と判断した施設については、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、優先的に安全性の確保を図ります。

指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者との協働・連携の下、適正な施設管理を徹底します。

【インフラ資産】

国の各種点検基準等の整備状況を勘案しながら、個別施設計画に基づき、安全確保のための適切な対応を図ります。

(4) 基本方針4 効率的・効果的な利活用の推進

地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に、賢く利用します。

公共建築物は、既存建築物を有効活用することを原則としますが、機能統合等により余剰となった公共建築物は、地域団体を含む民間への貸与・譲渡を検討します。また、必要に応じて施設用途の見直しを行い地域コミュニティの維持・形成に有効に活用します。

現在ある公共建築物の運営や更新については、PFI⁴による施設整備や複数施設の一元管理などPPP⁵手法による民間活力の導入を検討します。また、スポーツ施設等の大型施設について、近隣自治体との広域連携による相互利用についても検討します。

個別方針① 民間活用（PPP/PFI等）の考え方

【公共建築物】

公共施設として機能を存続させる施設を更新する場合は、PPP/PFI手法を導入した効率的・効果的な施設整備を検討します。

施設の中で、市が保有し続ける必要性が少ないと判断された施設や民間活力による機能の維持・向上を期待できるものについては、民間などへの貸与・譲渡等についても検討します。

特に、コミュニティ形成に資する施設については、地域の支援団体を含めた民間組織が施設の貸与・譲渡等を受け、空きスペース等を活用し、収益を上げながら施設の維持管理費を捻出し、地域主体で地域コミュニティの維持やまちづくり活動を継続できる手法を検討します。

公共施設として維持する施設については、維持管理や運営に民間事業者のノウハウの活用、民間施設を活用した公共サービスの展開など市民を含めた民間との適正な役割分担のもとPPP型の手法を検討し、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。また、ネーミングライツの導入、余剰となった土地・建物の売却や賃貸など、税外収入の確保に向けた取組も検討します。

個別方針② 地方公会計（固定資産台帳）の活用

【公共建築物、インフラ資産】

固定資産台帳を用いて施設の保有状況を一元的に管理し、築年数等により施設の老朽化の定性的な判断に活用します。

また、公共施設台帳のデータを基にした公共施設マネジメントシステムを導入し、現在は施設所管課が管理している公共施設のサービス情報や維持保全に関する情報を集約、一元的に管理し、次年度以降の政策事業計画の検討に活用します。

管理運営経費の見直し、事業の縮小・廃止や改善策の検討、受益者負担の適正化の検証などの検討材料として活用することで、一体的な資産マネジメントを図ります。

⁴ PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。民間が施設整備から維持管理・運営まで一括して事業を実施するため、施設の維持管理・運営を考慮した施設設計・施工を行うなど効率的、効果的な施設整備が可能となる。

⁵ PPP：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

個別方針③ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

【公共建築物、インフラ資産】

未利用資源も経営資源であると認識し、得られる利益は市民に還元できるような活用方法を検討します。

未利用資源の売払いだけでは、長期的かつ安定的に財源を確保していくことは困難なため、定期借地権による貸付など、資産を保有しながら長期的かつ安定的に財源を確保できる方法を積極的に検討することとします。

Ⅶ. 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

1. 施設類型毎の施設の適正管理及び施設再編の基本的な考え方

施設類型毎の管理に関する基本的な方針においては、公共建築物の用途毎に、原則、計画期間（10年間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））における公共建築物の適正管理や公共建築物の再編（集約化・複合化・転用・廃止等）の方針を定めます。ただし、将来的な公共建築物の再編等について可能性が考えられるものについては、計画期間以降（令和9年度（2027年度）～）の方針についても言及することとします。

（1）公共建築物の適正管理についての基本的な考え方

現在の利用を維持する公共建築物については、前述の基本方針2～4に基づいて適正管理を行います。

（2）公共建築物再編についての基本的な考え方

公共建築物の再編（集約化・複合化・転用・廃止等）を行う場合は、前述の基本方針1に基づいて公共建築物再編を行います。

（3）公共建築物再編の判断

再編の対象とするかしないかは、公共建築物で提供しているサービスが①市により提供すべきサービスであるか、②公共建築物の老朽度の2つの視点から判断するものとします。

①民間によるサービス提供の可能性

現在、市が提供している行政サービスについて、民間事業者や地域の団体でもサービス提供の可能性のあるものは民間に任せ、民間事業者や地域の団体でサービス提供ができないものは、行政サービスとして継続することとして検討します。

図表Ⅶ-1 民間によるサービス提供の可能性

	民間によるサービス提供の可能性	今後のサービス提供の方向性
A	○公共性や公平性が強く求められるサービスで民間では対応が困難なサービス。	○行政として直接提供すべきサービスとして継続させる。
B	○民間でも同種のサービス提供は可能だが採算をとるのが難しい。	○市のサービスとして存続させるが、サービス提供は指定管理や委託により行う。
C	○民間でも同種のサービスを提供している行政サービス。	○市としてのサービス提供を廃止し、民間サービスに切り替える。

また、実際に公共建築物の再編事業を行う際には、「法令等による公共建築物の設置の必要性」についても検討・整理を行い、市でなければ提供できないサービスであるかについて、公共建築物の位置づけを明確にした上で事業を行うものとします。

市が保有する公共建築物について、その公共建築物の設置が、義務的か非義務的かにより市で

提供しなければならない行政サービスであるかを判断し、設置が義務づけられている公共建築物は維持継続し、義務づけのない公共建築物については、当該公共建築物での行政サービスの提供の必要性を踏まえ、公共建築物の位置づけを明確にします。

図表Ⅶ- 2 法令等による公共建築物設置の必要性

	根拠	評価区分	サービス・公共建築物の方向性
義務的	法令等	法令等で公共建築物の設置や配置の基準が位置づけられている。	公共建築物を更新して維持継続し、サービス提供を継続する。
		法令等で公共建築物の設置が位置づけられているが、配置の基準は市の裁量に委ねられている。	公共建築物の老朽度等を考慮しながら、公共建築物の更新または、他公共建築物への機能複合も含め公共建築物機能を維持し、サービス提供を継続する。
非義務的	条例	市の条例で公共建築物の設置が位置づけられている。	行政サービスとしてのサービス提供の必要性の検討を踏まえ、公共建築物の更新または、他公共建築物への機能複合も含め公共建築物機能の維持を検討する。
	行政計画	市の計画の中で、公共建築物が特定できる程度に明確に位置づけられている。	
	任意	市が任意に設置した公共建築物であり、行政計画上の明確な位置づけがない。または、既に設置根拠が失われている。	提供する行政サービスの必要性が低ければ、公共建築物の廃止や転用を検討する。

②公共建築物の老朽度に基づく方向性

公共建築物の老朽度については、計画期間（10年間）の最終年である令和8年度（2026年）時点で、築30年以上を経過しているかで判断するものとし、築30年未満の公共建築物は、原則、施設の利用継続（施設機能の転換を含む）、適切な管理を行うことを検討します。築30年以上の公共建築物は、原則、廃止や建替を視野に入れた対応を行うことを検討します。

図表Ⅶ- 3 10年後の公共建築物の老朽度に基づく方向性

	10年後の築年数	今後のサービス提供の方向性
α	○30年未満	○公共建築物利用の継続 ※建築物としての利用継続であり、他の機能への転換を含む ○公共建築物の適切な施設管理
β	○30年以上	○公共建築物としての廃止を視野に入れた対応 ※建築物としての廃止であり、施設機能は他施設への移転・複合も含む ○公共建築物としての建替を視野に入れた対応 ※施設で提供するサービス継続の必要性がある場合に建替、施設機能を維持

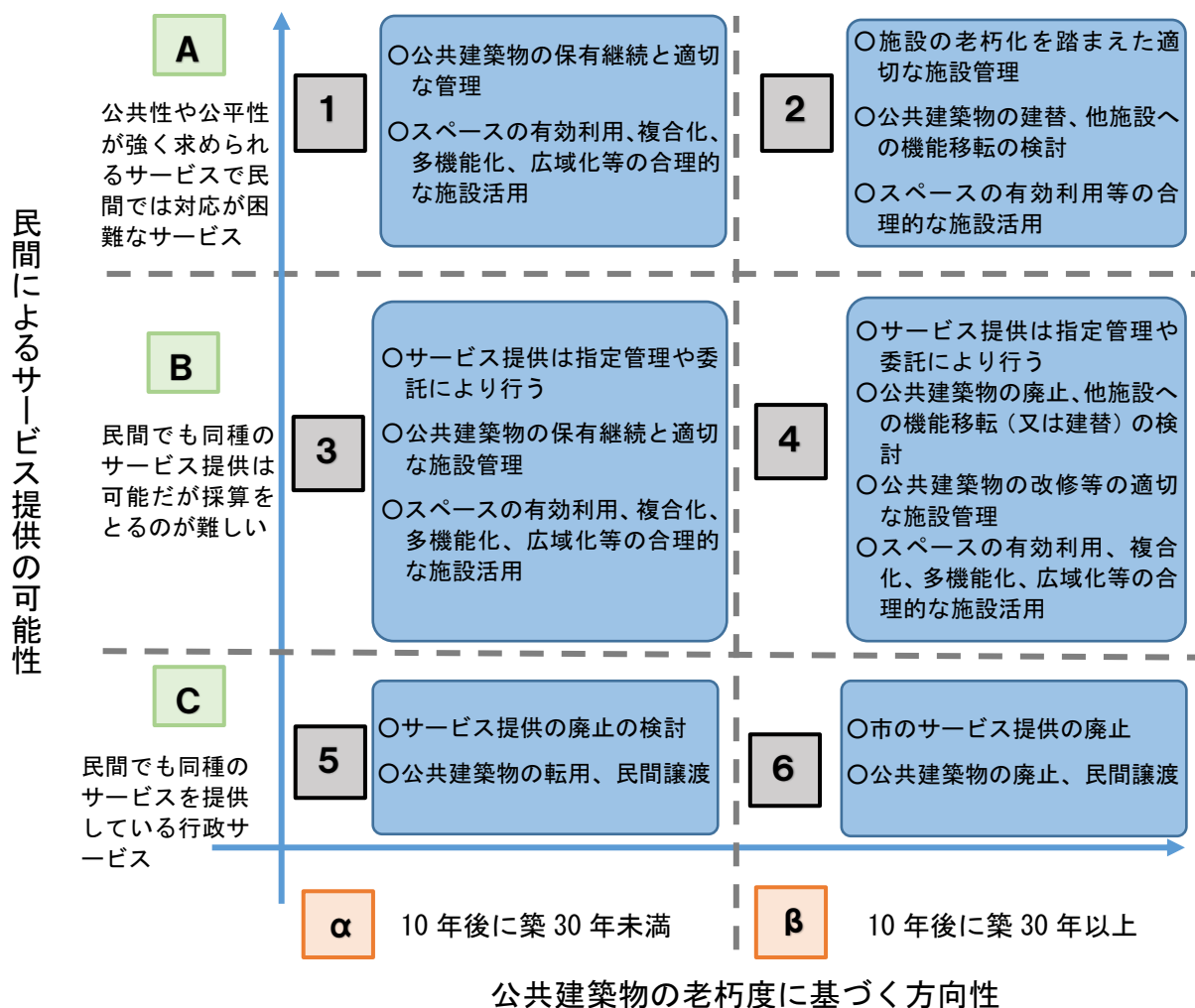
③計画期間 10 年間の公共建築物再編の方向性

計画期間の 10 年間における公共建築物再編の方向性は、民間によるサービス提供の可能性の軸と計画期間（10 年間）の最終年である令和 8 年度（2026 年）時点での築年数の軸の 2 軸によるマトリックスで評価し、方向性を定めます。

マトリックスによる評価は、施設毎に行い、施設毎の評価を踏まえ施設類型別の基本的な方針を定めます。

なお、施設毎の評価にあたっては、施設の現在の利用状況を踏まえた評価も検討しましたが、利用促進策を講じることで改善できる可能性もあることや、市立野球場のように施設利用状況以外の側面からの市への貢献(例:プロ野球キャンプ地誘致などによる経済波及効果を期待できるなど)もあることから、今回の施設毎の評価軸としては用いないこととしています。

図表VII- 4 計画期間 10 年間の公共建築物再編の方向性検討マトリックス



3. 計画期間 10 年間の施設毎の管理に関する基本的な方針

図表Ⅶ- 5 計画期間 10 年間の施設毎の管理に関する基本的な方針

表中の A～C、αβ、1～6 は、「③計画期間 10 年間の公共建築物再編の方向性」の表記を示します。

大分類	中分類	施設名	建築年度	耐用年限	令和 8 年度の築年数	令和 8 年度の耐用年限までの年数	民間によるサービス提供の可能性	令和 8 年度の築年数	施設評価	利用者増加率 (H28⇒R1)	備考	施設毎の方針 (10 年間の方針)
市民文化系施設	集会施設	愛知地区学習等供用施設	1985	2035	41	9	B	β : 30 年以上	4	0.71	平成 29 年度 (2017 年度) 改修	【学習等供用施設の共通事項】 「個別施設計画」に基づき、地域コミュニティの活動拠点として安全に利用できるように計画的な修繕を実施します。 適切な維持保全に必要な財源確保の観点から利用料金の導入や空きスペースの賃貸等の導入を検討します。 利用者の少ない諸室については、ニーズの高い諸室に転用するなど効率的な施設運営を目指します。 空きスペースを活用して、収益をあげることをやりやすくするなど、地域主体で所有管理する公共建築物とすることも視野に入れた検討を行います。
		伊佐地区学習等供用施設	1988	2038	38	12	B	β : 30 年以上	4	0.68	令和元年度～令和 2 年度 (2019～2022 年度) 設備改修	
		大山地区学習等供用施設	1996	2046	30	20	B	α : 30 年未満	3	1.15	令和 4 年度 (2022 年度) 改修予定	
		大謝名地区学習等供用施設	2011	2061	15	35	B	α : 30 年未満	3	0.80		
		真栄原地区学習等供用施設	1980	2030	46	4	B	β : 30 年以上	4	0.84	旧耐震基準 (診断: 未実施)	
		我如古地区学習等供用施設	1986	2036	40	10	B	β : 30 年以上	4	0.75	平成 28 年度 (2016 年度) 改修	
		宜野湾地区学習等供用施設	1978	2028	48	2	B	β : 30 年以上	4	0.89	令和元年度 (2019 年度) 改修 令和 2 年度 (2020 年度) 以降建替 旧耐震基準 (診断: 未実施)	
		嘉数ハイツ地区学習等供用施設	2007	2057	19	31	B	α : 30 年未満	3	0.94		
		普天間 1 区自治会事務所	1988	2038	38	12	B	β : 30 年以上	4	1.00	令和元年 (2019 年度) 改修	
		普天間 3 区地区学習等供用施設	1980	2030	46	4	B	β : 30 年以上	4	1.23	旧耐震基準 (診断: 未実施)	
		喜友名地区学習等供用施設	1978	2028	48	2	B	β : 30 年以上	4	0.42	平成 27 年度 (2015 年度) 改修 旧耐震基準 (診断: 適合)	
		上大謝名地区学習等供用施設	2015	2065	11	39	B	α : 30 年未満	3	0.89	平成 27 年度 (2015 年度) 整備	
		長田地区コミュニティー供用施設	2016	2066	10	40	B	α : 30 年未満	3	-	平成 28 年度 (2016 年度) 整備、長田地区児童館との複合	
		真志喜地区学習等供用施設	2017	2067	9	39	B	α : 30 年未満	3	-	平成 29 年度 (2017 年度) 整備	
		新城地区学習等供用施設 (未完成)	2022	2072	5	45	B	α : 30 年未満	3	-	令和 4 年度 (2022 年度) 整備予定	
中原地区学習等供用施設 (未完成)	2022	2072	5	45	B	α : 30 年未満	3	-	令和 4 年度 (2022 年度) 整備予定			
(仮称) 普天間交流施設 (未完成)	2024	2074	2	48	B	α : 30 年未満	3	-	令和 6 年度 (2024 年度) 整備予定			

※施設評価欄の () は施設の状況により個別に評価を行った部分

大分類	中分類	施設名	建築年度	耐用年限	令和8年度の築年数	令和8年度の耐用年限までの年数	民間によるサービス提供の可能性	令和8年度の築年数	施設評価	利用者増加率(H28⇒R1)	備考	施設毎の方針(10年間の方針)
	文化施設	宜野湾市民会館	1982	2032	44	6	B	β:30年以上	4	0.63	平成27年度(2015年度)策定中長期保全計画	「市民会館保全計画」及び「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき必要かつ効率的な修繕・改修を進めます。 近隣自治体との広域利用による一体的な運用について検討します。 魅力あるイベントの提供などによる利用率の向上、展示スペースなどの効率的な利用などの運営を行い、収入の増加を図ります。
社会教育系施設	図書館	宜野湾市民図書館	1991	2041	35	15	A	β:30年以上	(3)	0.76		「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 利用者の少ない諸室については、ニーズの高い諸室に転用するなど効率的な公共建築物運営を目指します。
	博物館等	市立博物館	1999	2049	27	23	B	α:30年未満	(4)	3.24		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 適切な維持保全に必要な財源確保の観点から利用料金の導入を検討します。 市民に対する広報や周知の取組強化を図ります。 「博物館」では、収蔵スペース不足が懸念されるため、新たな収蔵スペースの確保や収蔵方法等を検討します。
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市立体育館	1985	2035	41	9	B	β:30年以上	4	1.14		【スポーツ施設の共通事項】 「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 施設毎のネーミングライツに加え宜野湾海浜公園などの施設群に対するネーミングライツなど、より効果的なネーミングライツの手法について検討し、維持保全に必要な財源の確保を図ります。 受益者負担の原則に基づく、適正な使用料などの見直しなど収益性を高める取組を検討します。 指定管理範囲の再検討を行い、より効果的な民間活用の手法を検討します。
		市立野球場	1986	2036	40	10	B	β:30年以上	4	1.19		【スポーツ施設の共通事項】を適用します。
		投球練習場	1991	2041	35	15	B	β:30年以上	4	-		【スポーツ施設の共通事項】を適用します。
		市立グラウンド	1981	2031	45	5	B	β:30年以上	4	1.06	旧耐震基準(診断:未実施)	【スポーツ施設の共通事項】を適用します。 耐震への対応や老朽化が課題であることから、再整備を検討します。 より有効的な施設の利活用について検討します。
		市立多目的運動場	2019	2069	7	43	B	α:30年未満	3	-		【スポーツ施設の共通事項】を適用します。
産業系施設	産業系施設	宜野湾ベイサイド情報センター	2002	2052	24	26	B	α:30年未満	3	0.80		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。
		産業展示館	1998	2048	28	22	C	α:30年未満	(3)	0.80		補助金適正化法の状況を踏まえ、オンラインショップ・SNSの活用などを含め、地元産業を活性化することを目標とした、運営適正化のための機能強化を検討します。
		宜野湾市ふるさとハローワーク	2008	2058	18	32	A	α:30年未満	(2)	0.91		計画的な修繕を実施しながら、他の既存公共建築物との複合等を検討します。
学校教育系施設	小中学校	宜野湾小学校 校舎	1993	2043	33	17	A	β:30年以上	2	1.01		「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。 10年後に築後40年以上となる校舎及び屋内運動場については、施設の状態に応じ、増改築または大規模改修の実施を検討します。
		宜野湾小学校 屋内運動場	1997	2047	29	21	A	α:30年未満	1	-		
		大山小学校 校舎	1990	2040	36	14	A	β:30年以上	2	1.03		
		大山小学校 屋内運動場	1992	2042	34	16	A	β:30年以上	2	-		
		大謝名小学校 校舎	2001	2051	26	24	A	α:30年未満	1	1.04		
		大謝名小学校 屋内運動場	2021	2071	5	45	A	α:30年未満	1	-	令和2年度(2020年度)建替え	

※施設評価欄の()は施設の状態により個別に評価を行った部分

大分類	中分類	施設名	建築年度	耐用年限	令和8年度の築年数	令和8年度の耐用年限までの年数	民間によるサービス提供の可能性	令和8年度の築年数	施設評価	利用者増加率(H28⇒R1)	備考	施設毎の方針(10年間の方針)
学校教育系施設	小中学校	はごろも小学校 校舎	2013	2063	13	37	A	α:30年未満	1	1.14		「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。 10年後に築後40年以上となる校舎及び屋内運動場については、施設の状況に応じ、増改築または大規模改修の実施を検討します。
		はごろも小学校 屋内運動場	2013	2063	13	37	A	α:30年未満	1	-		
		嘉数小学校 校舎	2009	2059	17	33	A	α:30年未満	1	1.01		
		嘉数小学校 屋内運動場	2013	2063	13	37	A	α:30年未満	1			
		志真志小学校 校舎	2019	2069	7	43	A	α:30年未満	1	1.08	旧耐震基準、平成30年度(2018年度)増改築完了予定	
		志真志小学校 屋内運動場	2017	2067	9	41	A	α:30年未満	1	-	平成29年度(2017年度)増改築完了予定	
		長田小学校 校舎	1998	2048	28	22	A	α:30年未満	1	1.06		
		長田小学校 屋内運動場	1998	2048	28	22	A	α:30年未満	1	-		
		(整備予定) 普天間小学校 校舎	2022	2072	4	46	A	α:30年未満	1	0.95	令和4年度(2022年度)建替え予定	
		普天間小学校 屋内運動場	1999	2049	27	23	A	α:30年未満	1	-		
		普天間第二小学校 校舎	1995	2045	31	19	A	β:30年以上	2	0.96		
		普天間第二小学校 屋内運動場	1995	2045	31	19	A	β:30年以上	2	-		
		宜野湾中学校 校舎	1985	2035	41	9	A	β:30年以上	2	0.95		
		宜野湾中学校 屋内運動場	1985	2035	41	9	A	β:30年以上	2	-		
		宜野湾中学校 武道場	2012	2062	12	38	A	α:30年未満	1	-	平成31年度(2019年度)武道場耐震天井工事	
		真志喜中学校 校舎	2011	2061	15	35	A	α:30年未満	1	1.02		
		真志喜中学校 屋内運動場	2013	2063	13	37	A	α:30年未満	1	-		
		嘉数中学校 校舎	2007	2057	19	31	A	α:30年未満	1	0.95		
		嘉数中学校 屋内運動場	1990	2040	36	14	A	β:30年以上	2	-	平成30年度(2018年度)武道場耐震天井工事	
		普天間中学校 校舎	1983	2033	43	7	A	β:30年以上	2	0.92	平成30年(2018年)~31年度(2019年度)大規模改造工事	
普天間中学校 屋内運動場	1994	2044	32	18	A	β:30年以上	2	-				

※施設評価欄の()は施設の状況により個別に評価を行った部分

大分類	中分類	施設名	建築年度	耐用年限	令和8年度の築年数	令和8年度の耐用年限までの年数	民間によるサービス提供の可能性	令和8年度の築年数	施設評価	利用者増加率(H28⇒R1)	備考	施設毎の方針(10年間の方針)
学校教育施設	幼稚園	宜野湾幼稚園	2000	2050	26	24	A	α:30年未満	1	0.83		老朽化が進んでいる公共建築物もあるため、「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。社会的需要に対応するため、認定こども園化を含めて、子育て支援施設の機能を担うサービスの拡充を検討します。
		大山幼稚園	1992	2042	34	16	A	β:30年以上	2	0.72		
		大謝名幼稚園	2005	2055	21	29	A	α:30年未満	1	0.62		
		はごろも幼稚園	2013	2063	13	37	A	α:30年未満	1	0.71		
		嘉数幼稚園	1994	2044	32	18	A	β:30年以上	2	0.66		
		志真志幼稚園	2017	2067	9	41	A	α:30年未満	1	0.84	平成29年度(2017年度)増改築	
		長田幼稚園	1998	2048	28	22	A	α:30年未満	1	0.51		
		普天間幼稚園	1994	2044	32	18	A	β:30年以上	2	0.51		
		普天間第二幼稚園	1995	2045	31	19	A	β:30年以上	2	0.66		
	学校給食センター	大山学校給食センター	1990	2040	36	14	B	β:30年以上	(4)	-	平成29年度(2017年度)より民間委託	「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。老朽化が進んでいるため、「はごろも学校給食センター」に統合を検討します。
宜野湾学校給食センター		2004	2054	22	28	B	α:30年未満	3	-		「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。	
はごろも学校給食センター		2016	2066	10	40	B	α:30年未満	3	-	平成29年度(2017年度)より民間委託	「宜野湾市教育施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。	
その他教育施設	はごろも学習センター	2002	2052	24	26	B	α:30年未満	3	1.60		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。「宜野湾市赤道老人福祉センター」との複合施設となっており、改修等を検討するにあたっては、一体的な工事計画により効率的に実施する事を検討します。	
子育て支援施設	保育所	うなばら保育所	1988	2038	38	12	C	β:30年以上	6	0.94		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。施設、設備の老朽化により社会的ニーズを反映した保育経営が困難なことから、近隣のはごろも幼稚園との統合(認定こども園化)に向け検討します。
		宜野湾保育所	2007	2057	19	31	C	α:30年未満	5	0.83		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、優先度を踏まえた計画的な修繕を実施します。
	幼児・児童施設	赤道児童センター	1989	2039	37	13	B	β:30年以上	4	0.91		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。効率的な維持管理のため、指定管理者制度の導入を検討します。
		大山児童センター	1992	2042	34	16	B	β:30年以上	4	1.10	令和3年度(2021年度)改修	
		大謝名児童センター	2019	2069	7	43	B	α:30年未満	3	1.23		

※施設評価欄の()は施設の状況により個別に評価を行った部分

大分類	中分類	施設名	建築年度	耐用年限	令和8年度の築年数	令和8年度の耐用年限までの年数	民間によるサービス提供の可能性	令和8年度の築年数	施設評価	利用者増加率 (H28⇒R1)	備考	施設毎の方針 (10年間の方針)
		我如古児童センター	2010	2060	16	34	B	α : 30年未満	3	0.84		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 効率的な維持管理のため、指定管理者制度の導入を検討します。
		新城児童センター	1994	2044	32	18	B	β : 30年以上	4	0.67		
		長田児童館	2016	2066	10	40	B	α : 30年未満	3	1.12	長田地区コミュニティー共用施設との複合	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	宜野湾市赤道老人福祉センター	1988	2038	38	12	B	β : 30年以上	4	0.92	令和2年度(2020年度)改修	「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。 利用者の少ない諸室については、ニーズの高い諸室に転用するなど効率的な施設運営を目指します。 「はごろも学習センター」との複合施設となっており、改修等を検討する際は一体的な工事を行うなど、効率的な実施を検討します。
		宜野湾市シルバーワークプラザ	1996	2046	30	20	B	α : 30年未満	3	0.83		
		宜野湾市伊利原老人福祉センター	2015	2065	11	39	B	α : 30年未満	3	1.26	平成27年度(2015年度)整備	
	保健施設	保健相談センター	1983	2033	43	7	A	β : 30年以上	2	0.91	南地区に新設予定の「(仮称)総合保健福祉センター」に移転予定	南地区に新設(令和7年度(2025年度)予定)される「(仮称)総合保健福祉センター」に、複合施設の一部として移転を予定しています。移転するまでは、安全確保のための最小限の改修等により公共建築物機能を維持します。 移転後は、土地活用を図ります。
		(仮称)総合保健福祉センター(未完成)	2025	2075	1	49	A	α : 30年未満	1	-	令和7年度(2025年度)整備予定	
行政系施設	庁舎等	市庁舎 本館	1979	2029	47	3	A	β : 30年以上	2	-	令和元年~令和2度(2019~2020年度)耐震改修工事及び大規模改修	「宜野湾市公共施設等個別施設計画」に基づく計画的な修繕を実施します。
		市庁舎 別館	2000	2050	26	24	A	α : 30年未満	1	-		
		国民健康保険課用事務室	1998	2036	28	10	A	α : 30年未満	1	-	令和3年度(2021年度)改修	
		上下水道局庁舎第2庁舎	1985	2035	41	9	A	β : 30年以上	2	-	令和2年度(2020年度)改修	
		上下水道局庁舎第2庁舎(増築棟)	2021	2071	5	45	A	α : 30年未満	1	-	令和2年度(2020年度)整備	
	消防施設	消防庁舎 消防本部	1985	2035	41	9	A	β : 30年以上	2	-	平成26年度(2014年度)改修	「真志喜出張所」、「消防本部」については、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。また、「消防本部」については、長寿命化改修工事の実施を検討します。 将来の市庁舎整備にあたっては、多額の費用が必要となるため、市庁舎建設基金の設置を検討するなど、計画的な費用積立を検討します。
		消防庁舎 真志喜出張所	1994	2044	32	18	A	β : 30年以上	2	-		
		消防庁舎 我如古出張所	2021	2071	5	45	A	α : 30年未満	1	-	令和3年度(2021年度)建替え	
	公営住宅	公営住宅	愛知市営住宅 1号棟	1999	2046	27	20	A	α : 30年未満	1	-	
愛知市営住宅 2号棟			1995	2042	31	16	A	β : 30年以上	2	-		
愛知市営住宅 3号棟			1997	2044	29	18	A	α : 30年未満	1	-		
愛知市営住宅 4号棟			2000	2047	26	21	A	α : 30年未満	1	-		

※施設評価欄の()は施設の状況により個別に評価を行った部分

大分類	中分類	施設名	建築年度	耐用年限	令和8年度の築年数	令和8年度の耐用年限までの年数	民間によるサービス提供の可能性	令和8年度の築年数	施設評価	利用者増加率(H28⇒R1)	備考	施設毎の方針(10年間の方針)
公営住宅	公営住宅	伊原市営住宅 A棟	2012	2059	14	33	A	α:30年未満	1	-		「宜野湾市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。低炭素社会の構築に資するよう、建物外装の遮熱性の向上や省エネ型設備の活用等により環境負荷を抑えていくとともに、住宅解体時・建設時に発生する廃棄物の抑制・リサイクルの推進を図ります。
		伊原市営住宅 B棟	2012	2059	14	33	A	α:30年未満	1	-		
		伊原市営住宅 C棟	2015	2062	11	36	A	α:30年未満	1	-	平成27年度(2015年度)整備	
		伊原市営住宅 E棟	1985	2032	41	6	A	β:30年以上	2	-		
		伊原市営住宅 F棟	1990	2037	36	11	A	β:30年以上	2	-		
		伊原市営住宅 G棟	1992	2039	34	13	A	β:30年以上	2	-		
その他	その他	宜野湾マリン支援センター	2007	2057	19	31	C	α:30年未満	(6)	0.81		「宜野湾マリン支援センター民営化基本方針」に則り、民営化に向けた手続き等を進めます。
		ビーチハウス	1991	2041	35	15	C	β:30年以上	(4)	0.99		劣化・老朽化が進んでいるため、「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。
		宜野湾海浜公園屋外劇場(未完成)	2024	2074	2	48	B	α:30年未満	3	-	令和6年度(2024年度)整備予定	「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。
		宜野湾海浜公園 管理棟	1986	2036	40	10	A	β:30年以上	2	-		宜野湾海浜公園管理棟」は遊休施設になっているため、行政事務機能の一部移転を図るなど、有効活用を検討します。
		人材育成交流センターめぶき	2002	2052	24	26	B	α:30年未満	3	0.74		利用者の少ない諸室についてニーズの高い諸室に転用するなど効率的な公共建築物運営を目指します。
		宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	2013	2063	13	37	B	α:30年未満	3	1.20	令和2年度(2021年度)改修	今後の利用状況を確認しながら、必要に応じて利用の少ない諸室の有効利用、利用者増に向けた公共建築物運営を目指します。
		宜野湾漁港 公衆用トイレ1	2009	2059	17	33	B	α:30年未満	3	-		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。
		宜野湾漁港 公衆用トイレ2	2009	2059	17	33	B	α:30年未満	3	-		
		いこいの市民パーク管理事務所	2008	2058	18	32	B	α:30年未満	3	1.63		
		環境対策課プレハブ倉庫	2012	2027	14	1	A	α:30年未満	1	-		
		文化課プレハブ	2012	2027	14	1	A	α:30年未満	1	-		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。「文化課プレハブ」は収蔵スペース不足が懸念されるため、新たな収蔵スペースの確保や収蔵方法等を検討する必要があります。
比屋良川公園 管理棟	2014	2064	16	34	A	α:30年未満	3	-		「宜野湾市公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。		

※施設評価欄の()は施設の状況により個別に評価を行った部分

VIII. 計画の推進にあたって

1. 全庁的な取組体制の構築方針

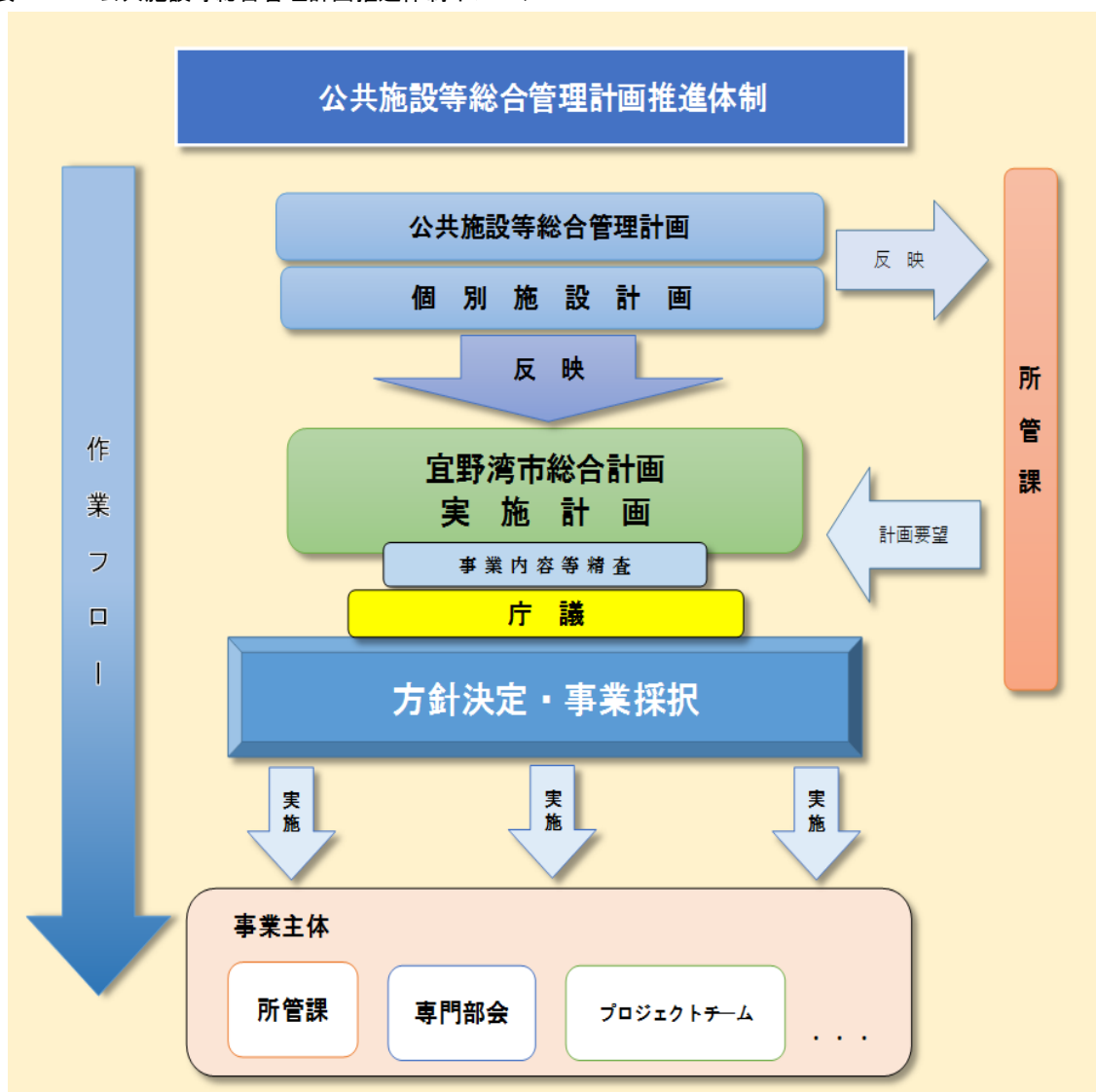
(1) 庁内推進体制

公共施設等総合管理計画を推進していくにあたっては、分野を超えた取組みが必要となることから、行政経営室が全庁横断的な調整を担います。また、施設所管課及び企画政策課と連携し、本計画の実施時期など実効性の検討を行い、その内容を宜野湾市総合計画実施計画における事業採択に反映させることで本計画を推進します。

事業実施段階においては、施設所管課を事業主体とし、各事案に応じて専門部会やプロジェクトチームを設置するなど、効率的に事業を推進していきます。

また、公会計と連動した公共施設マネジメントを実施していくため、財務情報や施設関連経費等を定期的に集約し、公共施設マネジメントシステムを活用することで、継続、効果的な管理手法を構築します。

図表Ⅷ- 1 公共施設等総合管理計画推進体制イメージ



図表Ⅷ- 2 タイムスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画政策課	公共施設等総合 管理計画にかか る方針検討	実施計画策定方針	庁議		ヒアリング・査定・内示		庁議			翌年度に向けた 方針検討・調整		
行政経営室												
所管課		実施計画要望書作成										

(2) 市職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めた市の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化等を踏まえた適切な公共施設の管理を実施できるよう、研修や勉強会等を適宜実施することなどにより、公共施設の総合的な管理に対する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

(3) 広域的な連携・協力

公共施設の総合的な管理にあたって、市単独での対応のみならず、関連する自治体間の連携・協力など効果的・効率的な取組を実践していくことが必要です。市民の日常生活圏は市内で完結するものではなく市域を超えた広域的な広がりを見せています。

公共施設の利活用においても同様に、市域を超えた連携・協力を図るため、近隣自治体等との広域連携の取組の検討を進めていきます。また、必要に応じて、国や県等の関係機関との連携・協力も図っていきます。

2. 情報管理及び共有方策

(1) 公共施設等に関する情報の一元管理

公共施設の総合的な管理にあたっては、本計画の策定に際してとりまとめた公共施設データをベースとしたシステムの導入を含め、継続的に運用していき情報の一元管理と共有化を図っていきます。

今後は、本計画に基づき、公共施設等の所管課において毎年度データベースの更新を行い、市全体の情報をとりまとめて、公共施設等の情報を一元管理していきます。

一元的に整理されたデータベースを活用するためのシステム導入の検討、データの利活用に向けた仕組みを検討していきます。

公共施設の点検・修繕などを効率的に実施し、安全・安心な施設環境を維持するため、包括的管理委託も含めて検討していきます。

(2) 市民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設の総合的な管理にあたっては、市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成していくことが不可欠になります。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取組の方向性などを広く情報発信し、周知・啓発を図っていきます。特に、市民生活と密接なかわりを持つ公共施設については、市民の意見・

提案を把握し計画に反映するなど、公共施設の管理に対して市民の主体的な参画を促し、協働による取組を推進していきます。

3. フォローアップの実施方針

(1) 個別事業・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、個別施設計画や、長寿命化計画、施設再配置計画等を策定して、個別施設毎の推進計画・アクションプラン等の具体的な取組を実践していきます。

なお、個別事業・アクションプラン等の策定にあたっては、施設所管課を中心とし、各事案に応じて専門部会やプロジェクトチームを設置するなど、適切な事業実施に留意します。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、行政経営室を中心として、施設所管課及び企画政策課と連携しながら計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、適切に管理を行います。

計画の見直しについては、概ね5年を目処に計画の改訂に向けた検討を行うこととしますが、各個別施設計画の改定や見直しを実施した場合や、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合などにも、必要に応じて適宜見直しを行います。